

Step1 災害発生前

協定に関して

○災害時の民間賃貸住宅活用に関する協定を締結している都道府県

協定締結状況	都道府県
締結済(38)	北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
締結していない(9)	青森県、秋田県、群馬県、福井県、岐阜県、京都府、奈良県、岡山県、沖縄県

平成 24 年 8 月現在

※「災害発生時の民間賃貸住宅の活用に係る検討会」第3回配布資料

○「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について

社援総発0427第1号
国土動第47号
国住備第35号
平成24年4月27日

各都道府県 災害救助担当主管部（局）長 } 殿
住宅・宅地建物取引業主管部（局）長 }

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について

東日本大震災においては、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組みがかつてない規模で実施されているところです。

一方、今回の取組みにおいては、提供可能な住宅の把握や事務処理に時間を要したことなどの課題も明らかになっているところです。

このため、都道府県及び関係団体等関係者からなる検討会を設置し、今回の被災県での取組み等を踏まえ、別紙のとおり、災害時における被災者への民間賃貸住宅の確保及び提供に関し、あらかじめ都道府県と関係団体間で締結する協定等において定めておくことが望ましい事項としての参考例を中間的にとりまとめました。

貴職におかれましては、これらを参考に関係団体とも協議し、協定等の締結を推進していただくようお願いいたします。

また、民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続き等に関する留意事項等については、今後引き続き検討を進める予定にしております。

なお、別添のとおり、関係団体の長に対して協定等締結の推進につき依頼しておりますので、念のため申し添えます。

『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方)
 - ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例の考え方)
- ※可変的な要素を含むものについては、協定ではなく運用細則として整理。

(別添)

社援総発0427第1号
国土動第47号
国住備第35号
平成24年4月27日

公益社団法人	全国宅地建物取引業協会連合会	会長	}	殿
社団法人	全日本不動産協会	理事長		
公益社団法人	全国賃貸住宅経営者連合会	会長		
公益財団法人	日本賃貸住宅管理協会	会長		

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について

東日本大震災においては、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組みがかつてない規模で実施されているところですが、

一方、今回の取組みにおいては、提供可能な住宅の把握や事務処理に時間を要したことなどの課題も明らかになっているところですが、

このため、都道府県及び関係団体等関係者からなる検討会を設置し、今回の被災県での取組み等を踏まえ、別紙のとおり、災害時における被災者への民間賃貸住宅の確保及び提供に関し、あらかじめ都道府県と関係団体間で締結する協定等において定めておくことが望ましい事項としての参考例を中間的にとりまとめました。

貴職におかれましては、これらを参考に各都道府県とも協議し、協定等の締結を推進していただくようお願いいたします。

また、民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続き等に関する留意事項等については、今後引き続き検討を進める予定にしております。

なお、別添のとおり、各都道府県担当部局の長に対して協定等締結の推進につき依頼しておりますので、念のため申し添えます。

『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方)
 - ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例の考え方)
- ※可変的な要素を含むものについては、協定ではなく運用細則として整理。

社援総発0427第1号
国土動第47号
国住備第35号
平成24年4月27日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長
社団法人 全日本不動産協会 理事長
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者連合会 会長
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 会長

} 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について

東日本大震災においては、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組みがかつてない規模で実施されているところです。

一方、今回の取組みにおいては、提供可能な住宅の把握や事務処理に時間を要したことなどの課題も明らかになっているところです。

このため、都道府県及び関係団体等関係者からなる検討会を設置し、今回の被災県での取組み等を踏まえ、別紙のとおり、災害時における被災者への民間賃貸住宅の確保及び提供に関し、あらかじめ都道府県と関係団体間で締結する協定等において定めておくことが望ましい事項としての参考例を中間的にとりまとめました。

貴職におかれましては、これらを参考に各都道府県とも協議し、協定等の締結を推進していただくようお願いいたします。

また、民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続き等に関する留意事項等については、今後引き続き検討を進める予定にしております。

なお、別添のとおり、各都道府県担当部局の長に対して協定等締結の推進につき依頼しておりますので、念のため申し添えます。

『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方)
 - ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例の考え方)
- ※可変的な要素を含むものについては、協定ではなく運用細則として整理。

(別添)

社援総発0427第1号
国土動第47号
国住備第35号
平成24年4月27日

各都道府県 災害救助担当主管部（局）長 } 殿
住宅・宅地建物取引業主管部（局）長 }

厚生労働省社会・援護局総務課長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について

東日本大震災においては、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組みがかつてない規模で実施されているところです。

一方、今回の取組みにおいては、提供可能な住宅の把握や事務処理に時間を要したことなどの課題も明らかになっているところです。

このため、都道府県及び関係団体等関係者からなる検討会を設置し、今回の被災県での取組み等を踏まえ、別紙のとおり、災害時における被災者への民間賃貸住宅の確保及び提供に関し、あらかじめ都道府県と関係団体間で締結する協定等において定めておくことが望ましい事項としての参考例を中間的にとりまとめました。

貴職におかれましては、これらを参考に関係団体とも協議し、協定等の締結を推進していただくようお願いいたします。

また、民間賃貸住宅の確保及び提供についての具体的な手続き等に関する留意事項等については、今後引き続き検討を進める予定にしております。

なお、別添のとおり、関係団体の長に対して協定等締結の推進につき依頼しておりますので、念のため申し添えます。

『送付資料』

- ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方)
 - ・災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例
(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例の考え方)
- ※可変的な要素を含むものについては、協定ではなく運用細則として整理。

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例

〇〇県（以下「甲」という。）及び〇〇法人〇〇県〇〇協会（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、〇〇県において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用

の適否に係る確認に関すること

三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること

四 甲からの委託を受けた業務に関すること

五 その他関係者との調整に関すること

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は、平成〇年〇月〇日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 〇〇県知事 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇法人〇〇県〇〇協会
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定例の考え方

前文関係

都道府県の協定の締結相手については、既に各地域において都道府県と各関係団体との協定締結が進められていることから個々の関係団体としている。

さらに、複数の団体と協定を締結する場合は、災害時の事務をより円滑に進める観点から、関係団体からなる連絡会等を設置し、平時から関係団体間の役割分担等を調整するとともに連携を図っておくことが望ましいと考えられる。

第2条（協力要請）関係

応急借上げ住宅の提供の要請を行うに当たっては、都道府県と関係団体との間で、事前にどの程度の規模の災害が発生した場合に要請を行うかについて、認識の摺り合わせを行うことが望ましいと考えられる。

また、実際の要請に当たっては、応急仮設住宅（建設分）の建設予定戸数、住宅の応急修理の状況、公営住宅等の活用可能戸数とあわせて必要戸数等を判断する必要がある。

第4条（甲の役割）関係

【第2項】 賃貸借契約、賃料の支払いなどに関する都道府県のノウハウや体制面を考慮し、入居決定等の意思決定に関する事務以外の事実行為に関する事務については関係団体に委託できることとしている。

関係団体への委託内容については、どのような項目を委託すれば効率的に業務が実施できるかを都道府県と関係団体間で事前に調整する必要があり、関係団体内部においても、受託した業務についての業務分担等を整理しておくことが望ましい。

さらに複数の関係団体と協定を締結する場合は、委託内容について関係団体間で混乱することがないように、関係団体間での役割分担を都道府県と事前に調整しておくことが望ましい。

なお、委託に関する経費のうち、本来都道府県が行う事務に係るものについては災害救助法の対象となることから、災害救助法に基づく災害救助費の活用を想定する場合には、あらかじめ厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室と協議する必要がある。

第5条（乙の役割）関係

【第一号】 災害発生時、都道府県による借上げに協力してもらえる住宅所有者を関係団体であらかじめ把握することにより、災害発生後の迅速な手続きに資すると考えられる。

また、地域の実情に応じて、住宅所有者の把握にとどまらず、借り上げ可能物件を個々に把握したリストをあらかじめ作成しておき、発災時に都道府県が借り上げを実施するという手法（リスト作成型）も考えられる。

リスト作成を業務の1つとする場合の追加条文のイメージ

二 前号に規定する意向確認において、民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人から応急借上げ住宅として提供するよう申出があった物件のリスト作成に関する事（被災後の使用の適否に係る確認に基づくリストの更新を含む。）

【第二号】 被災後の物件確認については、関係団体において使用可能な物件であるかどうかの確認をすることとしている。なお、使用可能な物件か否かの判断の前提として都道府県による応急危険度判定などを行うか否かについては、借上げを行う地域の被災の状況等により判断が必要と考えられる。

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した、災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定(以下「協定」という。)第6条に基づき、〇〇県(以下「甲」という。)と〇〇法人〇〇県〇〇協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり運用細則を締結する。

(目的)

第1条 この運用細則は、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応急借上げ住宅の基準)

第2条 協定第1条に規定する応急借上げ住宅は、次に掲げる全ての基準を満たす住宅とする。

- 一 原則として昭和56年以降に建設され、且つ乙により被災後に使用が可能であると確認された住宅であること
- 二 世帯人数に適した間取り・面積を有するものであり、賃料についても適正な住宅であること。

なお、間取りごとの標準的な世帯人員数及び賃料は別表のとおりとする。

- 三 その他災害の規模や被災地域における住宅事情に応じて甲が定める基準を満たす住宅であること

(入居者の要件)

第3条 応急借上げ住宅に入居することができる者は、災害の被災者で、災害の当時居住していた住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力をもってしては住宅を確保することができないと市町村が認める者(以下「住宅確保困難者」という。)とする。

(応急借上げ住宅の提供方法)

第4条 住宅確保困難者への応急借上げ住宅の提供に当たっては、甲が応急借上げ住宅として被災者に提供しようとする民間賃貸住宅の所有者(転貸を目的とする賃借人を含む。第5条において「所有者等」という。)と賃貸借契約を締結した上で、提供するものとする。

- 2 前項の賃貸借契約は借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による定期建物賃貸借契約によることを原則とし、その期間は原則2年以内の甲の定める期間とする。

(応急借上げ住宅としての契約の締結)

第5条 甲は、協定第3条に基づき乙から情報提供を受けた民間賃貸住宅であって、

第2条に定める基準を満たすもののうち、甲自らが選定したものを応急借上げ住宅として用いることを前提として、当該民間賃貸住宅の所有者等と賃貸借契約を締結するものとする。

- 2 前項により難いと甲が認める場合においては、住宅確保困難者が入居を希望する民間賃貸住宅であって甲による借上げの申請があったもののうち、第2条に定める基準を満たすものについて、応急借上げ住宅として用いることを前提として、当該民間賃貸住宅の所有者等と賃貸借契約を締結するものとする。

(入居者の決定)

第6条 甲は、甲が定める入居者決定に係る手続き及び基準に基づき、住宅確保困難者の中から、前条に基づき甲が賃貸借契約を締結した住宅の入居者を決定するものとする。

- 2 甲は、被災者への応急借上げ住宅の提供を開始するに当たり、入居者の決定に係る手続き及び基準を公示するものとする。

(経費の負担)

第7条 応急借上げ住宅の提供に必要な次の各号に掲げる経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 応急借上げ住宅の賃料及び損害保険料 甲が全額負担する。
- 二 仲介手数料 甲が全額負担することとし、1物件当たり賃料の〇ヶ月相当分とする。
- 三 敷金及び礼金 甲及び入居者は負担しない。
- 四 退去修繕負担金 明渡し時における原状回復に要する費用として、甲が1物件当たり賃料の〇ヶ月相当分を負担する。
- 五 共益費、電気、水道、ガス料金、家賃に含まれない駐車場料金及び自治会費等 入居者が全額負担する。
- 六 協定第4条第2項の委託に要する費用 甲が全額負担する。

(協議)

第8条 この運用細則に定めのない事項及びこの覚書に定めた事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(雑則)

第9条 この運用細則は、平成〇年〇月〇日から適用する。

別表 間取りごとの標準的な世帯人員数及び賃料

住宅の間取り	世帯人員数	月額賃料
1DK	1人	〇〇、〇〇〇円
2DK	2～3人	〇〇、〇〇〇円
3DK	4人～5人	〇〇、〇〇〇円
〇〇	〇人～〇人	〇〇、〇〇〇円

この運用細則を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県△△局
△△局長 ○○ ○○ 印

乙 ○○法人○○県○○協会
○○○○ ○○ ○○ 印

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 運用細則例の考え方

第2条（応急借上げ住宅の基準）関係

- 【第一号】 応急借上げ住宅の基準として、昭和 56 年以降に建設され、被災後に関係団体により賃貸住宅として使用可能な物件であるとの確認がなされている住宅としている。なお、昭和 56 年以前に建設された物件であっても耐震診断や耐震改修等により安全性が確認されている物件を対象とすることも考えられる。
- 【第二号】 賃料については、地域の実情（実勢賃料）、間取り及び世帯人員数等を踏まえるとともに、公費負担の性格にも留意し定めること。
- 【第三号】 その他都道府県が、災害発生後に災害規模や被災地域の住宅事情に応じて、独自の基準を設定することを可能としている。

第4条（応急借上げ住宅の提供方法）関係

- 【第1項】 災害時の民間賃貸住宅の借上げについては、賃貸人と入居者間の契約ではなく、各都道府県が賃借人の立場となる。契約形態については、
- ① 賃貸人と都道府県と被災者の三者契約
 - ② 賃貸人と都道府県との二者契約
- の2通りが考えられるが、①とした場合、東日本大震災の対応において、押印等契約の体裁が整うまで時間がかかり、借上げるまでに多くの時間を要したということもあり、運用細則例では都道府県と賃貸人の二者契約としている。
- （各都道府県の判断によって三者契約とすることも可能。）
- 二者契約とする場合、都道府県と入居者の関係については、都道府県が被災者に使用許可を与える方式（公営住宅と同様）を想定している。
- なお、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな賃貸人とは契約を締結しない等適切な契約を行うよう留意する必要がある。

【第2項】 契約方式については、

- ① 普通建物賃借契約
 - ② 定期建物賃借契約
- の2通りが考えられる。

②の場合、手続き面での負担という課題があるが、応急借上げ住宅は、災害時の被災者への一時提供住宅であるため、契約で定めた期間が満了することにより、更新されることなく（ただし、再契約は可能）、確定的に賃借契約が終了する定期建物賃借契約の方が望ましいと考え、運用細則例では原則として②を採用することとしている。ただし、被災の状況や地域の実情等により、手続き面での負担軽減が重視され、また、退去時の混乱が生じないと考えられる場合には普通建物賃借契約を採用することも考えられる。

また、契約期間については被災者の一時的な住まいという仮設住宅の性格を考慮し、原則2年以内で都道府県が定める期間としている。

なお、公費負担の性格上、一定期間入居者が決定されず、応急借上げ住宅として確保しておく必要がないと都道府県が判断した場合には、例えば1ヶ月程度前に都道府県から解約の申入れを行うことにより、契約を解除することも必要と考えられるので留意すること。

②の場合、原則契約期間中の賃借人からの解約ができない（借地借家法第38条第5項に該当する場合を除く）ので、契約期間の途中で解約する必要があることが想定される場合には、特約を定める必要があると考えられるので留意が必要。

第5条（応急借上げ住宅としての契約の締結）関係

【第一項】 災害救助法に基づく原則的な方法を規定している。特に、高齢者世帯等要配慮者が被災者の多数を占める場合などの状況下では、都道府県自らが借上げ、被災者の状況に応じた住宅への使用許可を行う（マッチング）方式の方が、入居しようとする世帯の実態に即した応急借上げ住宅の提供に有効であると考えられる。

なお、借上げから入居までの期間については、借上げ手続きと並行して入居希望者の募集を行う等、入居までの期間が短期間となるよう留意すること。

（手続きのイメージは別添1）

【第二項】 例えば大規模災害時の場合など、行政機関や関係団体にも大きな負担がかかっている状況下で、第一項による手法が取り難いと都道府県が認める場合には、第一項の方式に比して事務が簡素化され短期間のうちに住宅提供するのに有効と考えられる、被災者が自ら希望する物件を申請し、都道府県が借上げる方式を採用できることとしている。

（手続きのイメージは別添2）

なお、災害の規模や被災者の状況等によっては、上記の両方の手法を併用することも考えられる。

第7条（経費の負担）関係

費用負担の具体的金額・上限額については、各地域によって異なると考えられ、地域の実情等を反映した形で設定することが望ましいため、統一的な基準を定めることはせず、各地域において都道府県と関係団体で検討の上、定めることとしている。

なお、災害救助法に基づく災害救助費の活用を想定する場合には、あらかじめ厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室と協議する必要がある。

【第一号】 損害保険料については、入居に際しての条件となっている等必要なものに限る。

【第三号、第四号】

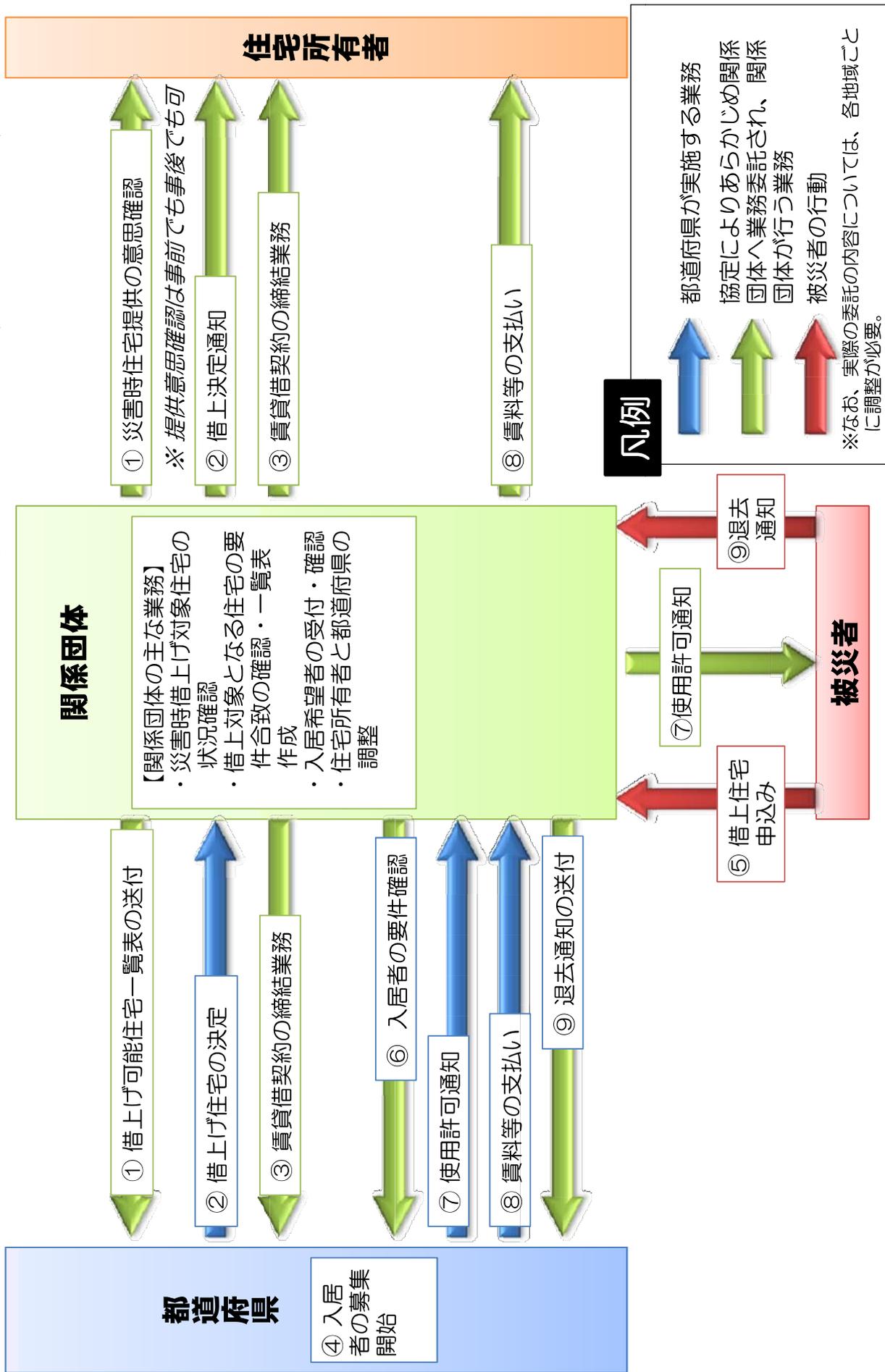
運用細則例では、敷金については債権管理事務が発生すること、都道府県の事務負担軽減、また、通常の賃貸借契約より原状回復に関する賃貸人の負担が大きいと想定されること等を考慮し、敷金及び礼金は費用負担の対象とせず、修繕負担金として一定額を都道府県が負担することとしている。

【第五号】 共益費、光熱水料等については、原則として応急仮設住宅（建設分）と同様に入居者負担とする。なお、高層の賃貸住宅でエレベーターの維持管理費を共益費として徴収している場合等、共益費の全てを入居者負担とすることが適切でない場合も想定されるが、その場合には、共益費を賃料に含めた形で都道府県が負担する方法も考えられる。

災害時の民間賃貸住宅の活用に係るスキームイメージ①

別添1

【県自ら物件を借上げ、入居者を決定する方式（原則方式）】



① 災害時住宅提供の意思確認、借上げ可能住宅一覧表の送付（関係団体）

発災後、都道府県において応急借上げ住宅の活用を判断し、借上げ対象となる住宅の基準を定めた上で、関係団体に借上げ可能住宅一覧表の作成を依頼。関係団体は住宅所有者に対して、応急借上げ住宅として都道府県が借上げることの可否について確認し、借上げ条件に合致した物件を一覧表とし、都道府県へ提出。

→ 事前に関係団体が個別の住宅所有者の意思確認をしておくことが望ましい。

② 借上げ住宅の決定（都道府県）

都道府県において、①の一覧表の中から、借上げる住宅について決定し、関係団体へ通知。関係団体は当該決定を住宅所有者へ通知。

③ 契約締結業務

都道府県から関係団体に対し、あらかじめ契約締結業務を委託する。関係団体は、委託に基づき、借上決定を通知した住宅に係る賃貸借契約関係の書類を作成し、契約締結事務を行う。

④ 入居者の募集（都道府県）

都道府県が応急仮設住宅として借上げた物件の入居希望者を募集。

⑤ 借上住宅申込み（被災者）

被災者は都道府県の募集に対し、借上げ住宅に入居を希望する旨の申込みを関係団体を通じて行う（都道府県は関係団体に対し、あらかじめ借上申込みの取り次ぎ業務を委託する。）。

⑥ 入居者の要件確認（関係団体）

関係団体は借上げ住宅への入居申込みがあった被災者の中から、都道府県が策定した基準に基づき入居者について確認（都道府県から関係団体に対し、あらかじめ要件確認業務を委託する。）。

⑦ 使用許可通知（都道府県）

都道府県は⑥の確認を踏まえ使用許可決定を行い、関係団体へ通知する。関係団体は当該使用許可を被災者へ通知する。なお、③～⑦の期間を短くするよう、手続きを並行して進める等の工夫が必要（入居者が決定しない物件については、一定期間経過後に解約）。

⑧ 賃料等の支払い

都道府県から関係団体に対し、あらかじめ個別住宅に係る賃料支払業務を委託する。関係団体は、委託に基づき、都道府県から一括して振り込まれる賃料について、個別の住宅所有者への支払いを行う。

⑨ 退去通知

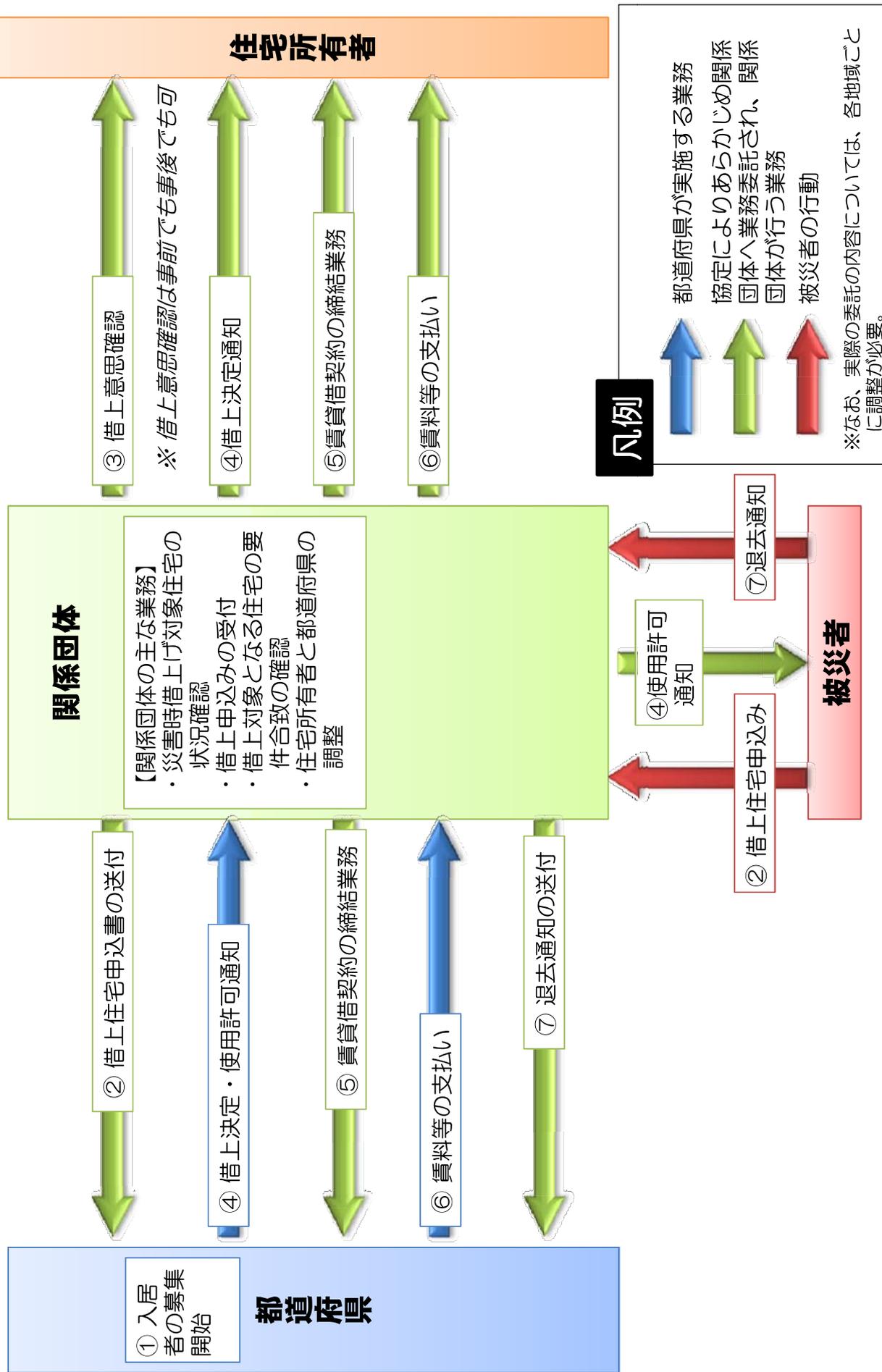
都道府県から関係団体に対し、あらかじめ被災者が退去する際の退去通知の取り次ぎを委託する。関係団体は、委託に基づき、被災者からの退去通知があった場合は、当該通知を都道府県に取り次ぐ。

※なお、実際の委託の内容については、各地域ごとに調整が必要。

災害時の民間賃貸住宅の活用に関するスキームイメージ②

別添2

【被災者自ら入居を希望する物件を申請する方式】



① 入居者の募集開始（都道府県）

発災後、都道府県において応急借上げ住宅の活用を判断し、借上げ対象となる住宅の基準を定めた上で入居希望者を募集。

② 借上住宅申込み（被災者）

被災者が関係団体からの情報提供に基づき、入居を希望する住宅を選択。選択した住宅について、関係団体を通じて、都道府県による借上を申し込む。（都道府県は関係団体に対し、あらかじめ借上申込の取り次ぎ業務を委託する。）

③ 借上意思確認（関係団体）

関係団体が借上申込のあった住宅について、住宅所有者に対し都道府県による借上となること等の可否について確認。（借上不承諾の場合は、②の取り次ぎを行わない）

→ 事前に関係団体が個別の住宅所有者の意思確認をしておくことが望ましい。

④ 借上決定・使用許可通知（都道府県）

都道府県において入居申込みを審査し、借上決定・使用許可決定を行い、関係団体へ通知する。関係団体は当該借上決定・使用許可決定をそれぞれ住宅所有者・被災者へ通知する。

⑤ 契約締結業務

都道府県から関係団体に対し、あらかじめ契約締結業務を委託する。関係団体は、委託に基づき、借上決定等を通じた住宅に係る賃貸借契約関係の書類を作成し、契約締結事務を行う。

⑥ 賃料等の支払い

都道府県から関係団体に対し、あらかじめ個別住宅に係る賃料支払業務を委託する。関係団体は、委託に基づき、都道府県から一括して振り込まれる賃料について、個別の住宅所有者への支払いを行う。

⑦ 退去通知

都道府県から関係団体に対し、あらかじめ被災者が退去する際の退去通知の取り次ぎを委託する。関係団体は、委託に基づき、被災者からの退去通知があった場合は、当該通知を都道府県に取り次ぐ。

※なお、実際の委託の内容については、各地域ごとに調整が必要。

(2) 契約期間

始期	年 月 日から	年 月 日間
終期	年 月 日まで	

(契約終了の通知をすべき期間 年 月 日から 年 月 日まで)

(3) 賃料等

賃料・共益費		支払期限	支払方法	
賃料	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで	振込、 口座 振替 又は 持参	振込先金融機関名：
共益費	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで		預金：普通・当座 口座番号： 口座名義人 振込手数料負担者：貸主・借主 持参先：
敷金	賃料 か月相当分 円			
附属施設使用料				
その他				

(4) 貸主及び管理業者

貸主 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話番号
管理業者 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話番号 賃貸住宅管理業者登録番号 国土交通大臣 () 第 号

*貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話番号
--------	--------------------

(5) 借主及び同居人

	借主	同居人	
氏名	(氏名)	(氏名)	(年齢) 歳
	(年齢) 歳	(氏名)	(年齢) 歳
		(氏名)	(年齢) 歳
		合計 人	
緊急時の連絡先	住所 〒 氏名 電話番号	借主との関係	

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6月を経過した日に賃貸借は終了する。

(使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。

3 1か月に満たない期間の共益費は、1か月を30日として日割計算した額とする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、第14条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4 前項ただし書の場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

(契約期間中の修繕)

- 第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
 - 二 第5条第2項に規定する共益費支払義務
 - 三 前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
 - 二 第8条各項に規定する義務(ただし、同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第六号から第八号に掲げる行為に係るものを除く)
 - 三 その他本契約書に規定する乙の義務
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条各号の確約に反する事実が判明した場合
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合
- 4 甲は、乙が別表第1第六号から第八号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第11条 乙は、甲に対して少なくとも1月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から1月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

(契約の消滅)

- 第12条 本契約は、天災、地変、火災、その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明渡し)

- 第13条 乙は、本契約が終了する日(甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6月を経過した日)までに(第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第 14 条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、別表第 5 の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第 15 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第 16 条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務（甲が第 2 条第 3 項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第 1 項に規定する期間内のものに限る。）を負担するものとする。

(再契約)

第 17 条 甲は、再契約の意向があるときは、第 2 条第 3 項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合は、第 13 条の既定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして第 6 条第 3 項に規定するところによる。

(協議)

第 18 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 19 条 第 18 条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

甲 :	印
乙 :	印

別表第1（第8条第3項関係）

一	銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三	排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四	大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五	猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
六	本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
七	本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
八	本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

別表第2（第8条第4項関係）

一	階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二	階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三	鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物（別表第1第五号に掲げる動物を除く。）を飼育すること。

別表第3（第8条第5項関係）

一	頭書(5)に記載する同居人に新たな同居人を追加（出生を除く。）すること。
二	1か月以上継続して本物件を留守にすること。

別表第4（第9条第3項関係）

畳表の取替え、裏返し	ヒューズの取替え
障子紙の張替え	給水栓の取替え
ふすま紙の張替え	排水栓の取替え
電球、蛍光灯、LED照明の取替え	その他費用が軽微な修繕

別表第5（第14条関係）

【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、下記Ⅱの「例外としての特約」による以外は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- ・ 賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、賃借人が負担すべき費用となる。
- ・ 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、賃貸人が負担すべき費用となる

ものとします。

その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記Ⅰのとおりです。

Ⅰ 本物件の原状回復条件

（ただし、民法第90条及び消費者契約法第8条、第9条及び第10条に反しない内容に関して、下記Ⅱの「例外としての特約」の合意がある場合は、その内容によります。）

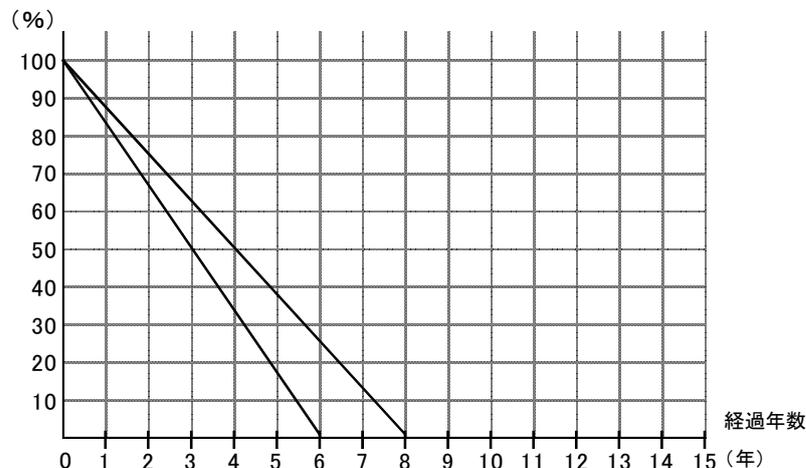
1 賃貸人・賃借人の修繕分担表

賃貸人の負担となるもの	賃借人の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど）】	
1. 畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の変色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に汚損等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（賃借人の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど）】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の画紙、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの） 4. エアコン（賃借人所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）	1. 賃借人が日常の清掃を怠ったための台所の油汚れ（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） 2. 賃借人が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（賃借人に通知もせず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、賃借人が放置したため壁が腐食 4. タバコのヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地ボードの張替えが必要な程度のもの） 6. 賃借人が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え（特に破損はしてないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 飼育ペットによる柱等のキズ、臭い（ペットによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（賃借人が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 6. 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油汚れ、すす（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（賃借人が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失または破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生い茂った雑草

2 賃借人の負担単位

負担内容		賃借人の負担単位		経過年数等の考慮
床	毀損部分の補修	畳	原則一枚単位 毀損部分が複数枚の場合はその枚数分（裏返し表替えかは、毀損の程度による）	（畳表） 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッションフロア	毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	（畳床・カーペット・クッションフロア） 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 毀損等が複数箇所の場合は、居室全体	（フローリング） 補修は経過年数を考慮しない。 （フローリング全体にわたる毀損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。）
壁・天井（クロス）	毀損部分の補修	壁（クロス）	㎡単位が望ましいが、賃借人が毀損した箇所を含む一面分までは張替え費用を賃借人負担としてもやむをえないとする。	（壁〔クロス〕） 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニングまたは張替費用を賃借人負担とすることが妥当と考えられる。	
建具・柱	毀損部分の補修	襖	1枚単位	（襖紙、障子紙） 経過年数は考慮しない。
		柱	1枚単位	（襖、障子等の建具部分、柱） 経過年数は考慮しない。
設備・その他	補修の設備	設備機器	補修部分、交換相当費用	（設備機器） 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線（または曲線）を想定し、負担割合を算定する。
	返却の鍵	鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。	鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
	清掃※	通常の清掃 ※通常の清掃や退去時の清掃を怠った場合のみ	部位ごと、または住戸全体	経過年数は考慮しない。借主負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位もしくは、住戸全体の清掃費用相当分を借主負担とする。

設備等の経過年数と賃借人負担割合（耐用年数6年及び8年、定額法の場合）
賃借人負担割合（原状回復義務がある場合）



3 原状回復工事施工目安単価

(物件に応じて、空欄に「対象箇所」、「単位」、「単価 (円)」を記入して使用してください。)

対象箇所		単位	単価 (円)
床			
天井・壁			
建具・柱			
設備・その他	共通		
	玄関・廊下		
	台所・キッチン		
	浴室・洗面所・トイレ		
その他			

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における賃借人・賃貸人双方で負担の概算額を認識するためのものです。

※従って、退去時においては、資材の価格や在庫状況の変動、毀損の程度や原状回復施工方法等を考慮して、賃借人・賃貸人双方で協議した施工単価で原状回復工事を実施することとなります。

II 例外としての特約

原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、賃借人は、例外として、下記の費用については、賃借人の負担とすることに合意します (但し、民法第 90 条及び消費者契約法第 8 条、第 9 条及び第 10 条に反しない内容に限ります)。

(括弧内は、本来は賃貸人が負担すべきものである費用を、特別に賃借人が負担することとする理由。)

・ (甲 : 印 乙 : 印)

定期賃貸住宅契約についての説明（借地借家法第38条第2項関係）

○年○月○日

定期賃貸住宅契約についての説明

貸主（甲）住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

代理人 住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

(1)住宅	名称			
	所在地			
	住戸番号			
(2)契約期間	始期	年 月 日から	年 月間	
	終期	年 月 日から		

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

○年○月○日

借主（乙）住所
氏名 ○ ○ ○ ○ 印

定期賃貸住宅契約終了についての通知

(借地借家法第38条第4項、定期賃貸住宅標準契約書第2条第3項関係)

○年○月○日	
定期賃貸住宅契約終了についての通知	
(賃借人) 住所	
氏名 ○ ○ ○ ○ 殿	
(賃貸人) 住所	
氏名 ○ ○ ○ ○ 印	
<p>私が賃貸している下記住宅については、平成 年 月 日に期間の満了により賃貸借が終了します。 [なお、本物件については、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する意向があることを申し添えます。]</p>	
記	
(1) 住宅	
名称	
所在地	
住戸番号	
(2) 契約期間	
始期	年 月 日から 年
終期	年 月 日から 月間

- (注) 1 再契約の意向がある場合には、[] 書きを記載してください。
2 (1)及び(2)欄は、それぞれ頭書(1)及び(2)を参考に記載してください。

□都道府県の事例

◇岩手県

- 「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」
- 「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定実施細目」

提携相手：社団法人岩手県宅地建物取引業協会

：社団法人全日本不動産協会岩手県本部

災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

岩手県県土整備部（以下「甲」という。）と社団法人岩手県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、岩手県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩手県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介等の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請するものとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅の情報を提供し、被災者への媒介を無報酬で行うものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 岩手県地域防災計画
- (2) 岩手県内の民間賃貸住宅の空き情報等
- (3) 乙の会員業者の名簿

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岩手県県土整備部建築住宅課、乙においては社団法人岩手県宅地建物取引業協会事務局とする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（施行）

第8条 この協定は、平成22年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

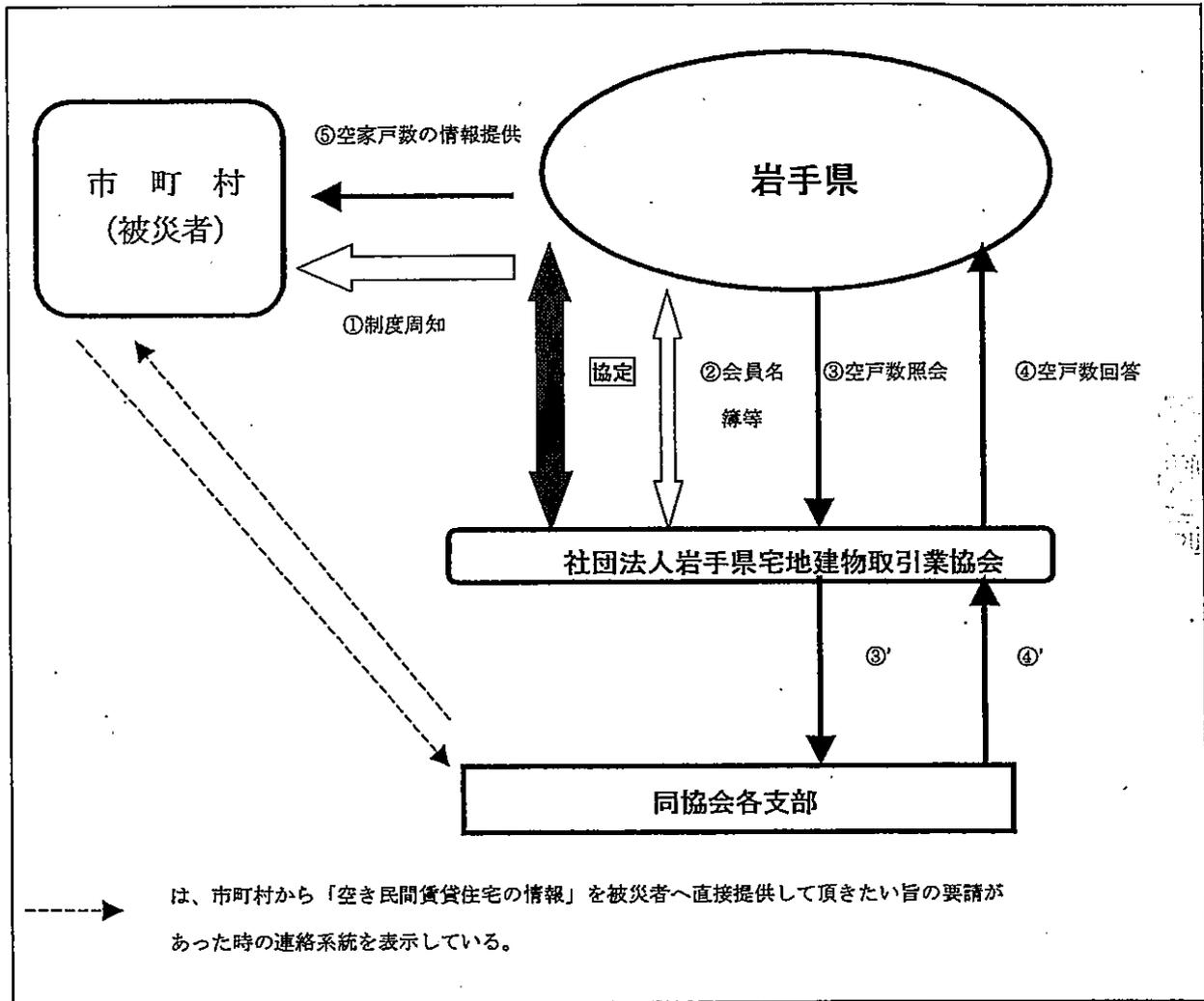
平成22年3月16日

甲 岩手県
県土整備部長 佐藤文夫

乙 岩手県盛岡市前九年一丁目9-30 岩手県不動産会館
社団法人岩手県宅地建物取引業協会
会長 多田幸司



《社団法人岩手県宅地建物取引業協会》



(フロー)

☆ 平時

- ① 災害時の円滑な協定運用のため、制度の周知を図る。(制度周知)
- ② 災害時に備え、会員名簿並びに空室状況等の情報を提供する。(会員名簿等)

★ 災害時

- ③ 協力要請 (空戸数照会)
- ④ 会員及び提供物件の回答 (空戸数回答)。
- ⑤ 利用可能な空室情報提供 (空戸数の情報提供)。

災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書（以下「災害協定書」という。）、第7条の規定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び被災者への媒介（以下「媒介等」という。）を迅速かつ円滑に行うため、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2 岩手県県土整備部長（以下「部長」という。）は、災害協定書第2条第2項に規定する要請について、社団法人岩手県宅地建物取引業協会会長（以下「協会長」という。）に対し、別紙（様式1）によって行うものとし、同項ただし書による要請は、口頭及び緊急要請書別紙（様式1-1）で要請することとし、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

2 前項の規定に基づき要請を受けた協会長は、社団法人岩手県宅地建物取引業協会に所属する協会員（以下「協会員」という。）に対し周知を図るなど必要な措置を講じるものとする。

3 市町村から協会長に対し、協会長の情報提供が直接行われる必要がある旨の要請があった場合は、協会長は直接市町村へ情報提供を行うことができるものとする。

(民間賃貸住宅の情報提供)

第3 部長は、第2の2項に基づき民間賃貸住宅の媒介等の情報について、協会長から別紙（様式2）により報告があった場合は、関係する市町村長へ速やかに情報を提供するものとする。

2 協会長は、第2の3項により直接市町村へ情報を提供した場合についても、部長へ速やかに報告するものとする。

3 協会長は、大災害等の発生に伴い、緊急に情報提供が必要と判断した場合、第2の1項及び3項の協力要請を待たずに情報提供を行うことができるものとする。

なお、この場合についても、部長へ速やかに報告するものとする。

(媒介等業務)

第4 災害協定書に基づく媒介業務の実施にあたり、被災者の確認は、市町村長の発行する災害証明書（写し）の提示等により行うこととする。

(災害協定書の実施状況の報告)

第5 協会長は、災害協定書の実施状況について、部長からの報告依頼があった時は、報告書（様式3）により、部長に報告するものとする。

(資料等の交換)

第6 部長は、災害協定書第5条第1号に基づく岩手県地域防災計画の策定後速やかに、協会長へ提供するものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

2 協会長は、災害協定書第5条第3号に基づく資料の提出にあたり、部長に対し、協会員の名簿（様式4）を毎年度4月末日までに提出するものとする。

3 協会長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに部長に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7 協会長並びに協会員は、第5の業務において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に従い、個人データの保護及び秘密保持に万全を期するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成22年4月1日から施行する。

様式1 (第2関係)

建 住 第 号
平成 年 月 日

社団法人岩手県宅地建物取引業協会
会 長 ○ ○ ○ ○ 様

岩手県県土整備部長 印

災害時における民間賃貸住宅の媒介等について (依頼)

この度の○○○○○○災害に関し、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」第2条に基づき、別添1により民間賃貸住宅の媒介について協力を要請します。

なお、協定書第3条によれば、要請があったときは、(社)岩手県宅地建物取引業協会は会員に対し、被災者への民間賃貸住宅の媒介を無報酬で行うよう協力を求めるとされていますが、敷金等につきましても可能な限り減額していただけるよう、所有者・管理者等へのご助言をお願いします。

問い合わせ：

岩手県県土整備部建築住宅課

公共住宅担当

○○、○○

電話 019-629-5931、019-629-5932

FAX 019-651-4160

民間賃貸住宅媒介（要請書）

岩手県県土整備部建築住宅課

発信日時	平成 年 月 日 時 分		
<p>民間賃貸住宅媒介の協力要請について、 岩手県に民間賃貸住宅媒介連絡窓口を設け、 空き民間賃貸住宅戸数の情報把握を行います。 つきましては、以下の内容につき情報提供をお願いします。</p>			
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:

民間賃貸住宅媒介 (緊急要請書)

岩手県県土整備部建築住宅課

発信日時	平成 年 月 日 時 分		
<p>民間賃貸住宅媒介の協力要請です。</p> <p>岩手県 市・町・村では、</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 年 月 日 時 分 頃に発生した地震等により、約 棟の 建物に被害が出ている模様です。そのため、岩手県に民間賃貸住宅媒介連絡窓口を設け、 空き民間賃貸住宅戸数の情報把握を行います。</p> <p>つきましては、以下の内容につき情報提供をお願いします。</p>			
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:

民間賃貸住宅媒介 (回答書)

(社) 岩手県宅地建物取引業協会

発信日時	平成 年 月 日 時 分		
<p>民間賃貸住宅媒介の回答です。</p> <p>調査の結果、各市町村毎に次のとおり空き住戸があり、入居可能となっています。</p> <p>入居に当たっては、右記の者にご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">(社) 岩手県宅地建物取引業協会</p>			
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸) 連絡先:
		2DK (戸) TEL:
		3DK (戸) 以上 FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸) 連絡先:
		2DK (戸) TEL:
		3DK (戸) 以上 FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸) 連絡先:
		2DK (戸) TEL:
		3DK (戸) 以上 FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸) 連絡先:
		2DK (戸) TEL:
		3DK (戸) 以上 FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸) 連絡先:
		2DK (戸) TEL:
		3DK (戸) 以上 FAX:

様式3 (第5関係)

第 号
年 月 日

岩手県県土整備部長

〇 〇 〇 〇 様

社団法人岩手県宅地建物取引業協会

会 長 〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇〇〇〇災害に伴う災害協定の実施状況について (報告)

平素は、本協会の運営に格別のご尽力を賜り深謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、別記1～3の通りご報告申し上げます。

別記1

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

※ 更新した数値で記入

1 災害協定の実施状況

(1) 協力業者からの情報提供数 (活用可能物件数)

市町村名	件数	
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸

(2) 媒介を無報酬で行った物件数

市町村名	件数	
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸

(3) 成約した物件数

市町村名	件数	
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸

注意：()内数値は、成約した物件数のうち、敷金・礼金を減額した物件数である。

2 その他

ご不明な点がございましたら、協会事務局（担当：〇〇、〇〇）まで、ご連絡をお願いします。

TEL：019-646-1111

FAX：019-646-3939

災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

岩手県県土整備部（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会岩手県本部（以下「乙」という。）とは、岩手県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岩手県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介等の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請するものとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅の情報を提供し、被災者への媒介を無報酬で行うものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 岩手県地域防災計画
- (2) 岩手県内の民間賃貸住宅の空き情報等
- (3) 乙の会員業者の名簿

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては岩手県県土整備部建築住宅課、乙においては社団法人全日本不動産協会岩手県本部事務局とする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（施行）

第8条 この協定は、平成22年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

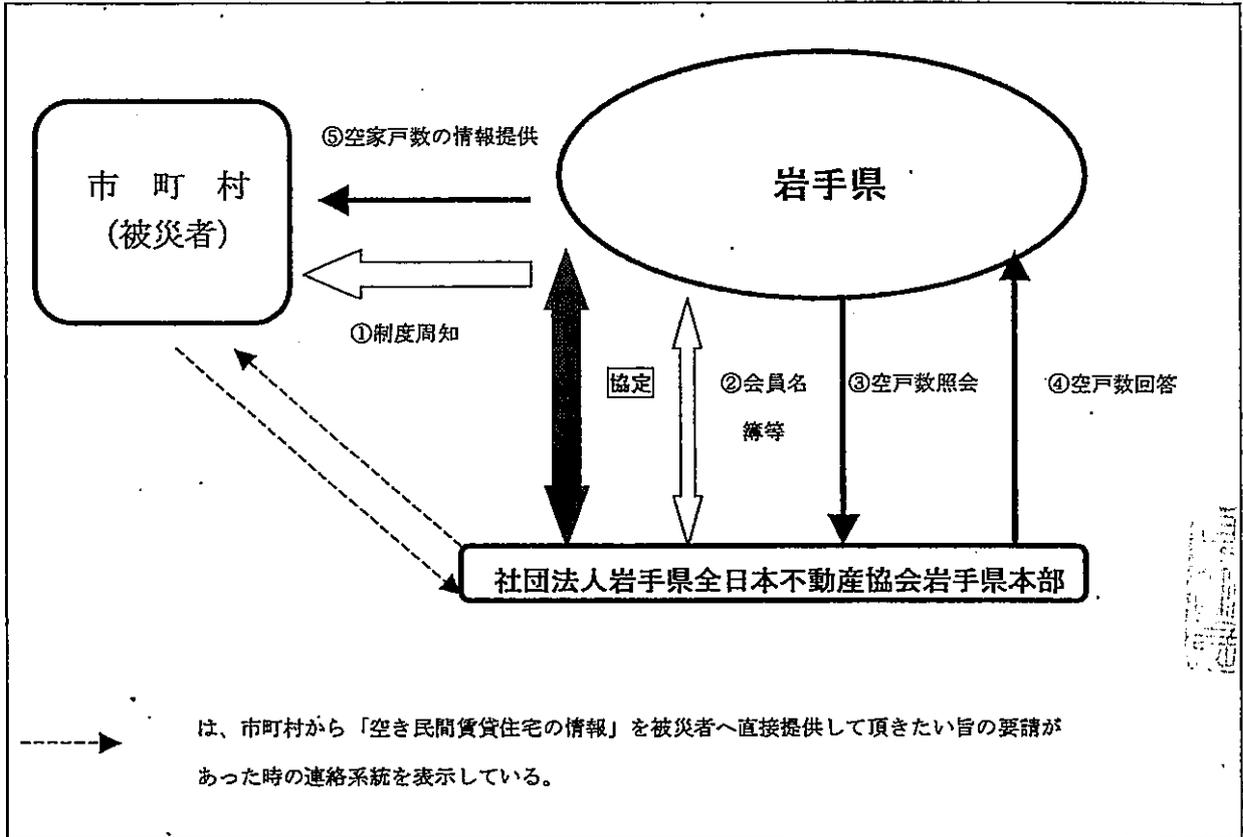
平成22年3月16日

甲 岩手県
県土整備部長 佐藤文夫

乙 岩手県盛岡市八幡町1番9-101号
社団法人全日本不動産協会岩手県本部
本部長 田屋慶一



《社団法人全日本不動産協会岩手県本部》



(フロー)

☆ 平時

- ① 災害時の円滑な協定運用のため、制度の周知を図る。(制度周知)
- ② 災害時に備え、会員名簿並びに空室状況等の情報を提供する。(会員名簿等)

★ 災害時

- ③ 協力要請 (空戸数照会)
- ④ 会員及び提供物件の回答 (空戸数回答)。
- ⑤ 利用可能な空室情報提供 (空戸数の情報提供)。

災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書（以下「災害協定書」という。）第7条の規定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び被災者への媒介（以下「媒介等」という。）を迅速かつ円滑に行うため、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2 岩手県県土整備部長（以下「部長」という。）は、災害協定書第2条第2項に規定する要請について、社団法人全日本不動産協会岩手県本部長（以下「協会岩手県本部長」という。）に対し、別紙（様式1）によって行うものとし、同項ただし書による要請は、口頭及び緊急要請書別紙（様式1-1）で要請することとし、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

2 前項の規定に基づき要請を受けた協会岩手県本部長は、社団法人全日本不動産協会岩手県本部に所属する協会員（以下「協会員」という。）に対し周知を図るなど必要な措置を講じるものとする。

3 市町村から協会岩手県本部長に対し、協会岩手県本部長の情報提供が直接行われる必要がある旨の要請があった場合は、協会岩手県本部長は直接市町村へ情報提供を行うことができるものとする。

(民間賃貸住宅の情報提供)

第3 部長は、第2の2項に基づき民間賃貸住宅の媒介等の情報について、協会岩手県本部長から別紙（様式2）により報告があった場合は、関係する市町村長へ速やかに情報を提供するものとする。

2 協会岩手県本部長は、第2の3項により直接市町村へ情報を提供した場合についても、部長へ速やかに報告するものとする。

3 協会岩手県本部長は、大災害等の発生に伴い、緊急に情報提供が必要と判断した場合、第2の1項及び3項の協力要請を待たずに情報提供を行うことができるものとする。

なお、この場合についても、部長へ速やかに報告するものとする。

(媒介等業務)

第4 災害協定書に基づく媒介業務の実施にあたり、被災者の確認は、市町村長の発行する災害証明書（写し）の提示等により行うこととする。

(災害協定書の実施状況の報告)

第5 協会岩手県本部長は、災害協定書の実施状況について、部長からの報告依頼があった時は、報告書（様式3）により、部長に報告するものとする。

(資料等の交換)

第6 部長は、災害協定書第5条第1号に基づく岩手県地域防災計画の策定後速やかに、協会岩手県本部長へ提供するものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

2 協会岩手県本部長は、災害協定書第5条第3号に基づく資料の提出にあたり、部長に対し、協会員の名簿（様式4）を毎年度4月末日までに提出するものとする。

3 協会岩手県本部長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに部長に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7 協会岩手県本部長並びに協会員は、第5の業務において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に従い、個人データの保護及び秘密保持に万全を期するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成22年4月1日から施行する。

様式1 (第2関係)

建 住 第 号
平成 年 月 日

社団法人全日本不動産協会岩手県本部
本 部 長 ○ ○ ○ ○ 様

岩手県県土整備部長 印

災害時における民間賃貸住宅の媒介等について (依頼)

この度の○○○○○○災害に関し、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」第2条に基づき、別添1により民間賃貸住宅の媒介について協力を要請します。

なお、協定書第3条によれば、要請があったときは、(社)全日本不動産協会岩手県本部は会員に対し、被災者への民間賃貸住宅の媒介を無報酬で行うよう協力を求めるとされていますが、敷金等につきましても可能な限り減額していただけるよう、所有者・管理者等へのご助言をお願いします。

問い合わせ：

岩手県県土整備部建築住宅課

公共住宅担当

○○、○○

電話 019-629-5931、019-629-5932

FAX 019-651-4160

民間賃貸住宅媒介（要請書）

岩手県県土整備部建築住宅課

発信日時	平成 年 月 日 時 分		
<p>民間賃貸住宅媒介の協力要請について、 岩手県に民間賃貸住宅媒介連絡窓口を設け、 空き民間賃貸住宅戸数の情報把握を行います。 つきましては、以下の内容につき情報提供をお願いします。</p>			
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:

民間賃貸住宅媒介 (緊急要請書)

岩手県県土整備部建築住宅課

発信日時	平成 年 月 日 時 分		
<p>民間賃貸住宅媒介の協力要請です。</p> <p>岩手県 市・町・村では、</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 年 月 日 時 分 頃に発生した地震等により、約 棟の 建物に被害が出ている模様です。そのため、岩手県に民間賃貸住宅媒介連絡窓口を設け、 空き民間賃貸住宅戸数の情報把握を行います。</p> <p>つきましては、以下の内容につき情報提供をお願いします。</p>			
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	必要戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:

民間賃貸住宅媒介 (回答書)

(社) 全日本不動産協会岩手県本部

発信日時	平成 年 月 日 時 分		
<p>民間賃貸住宅媒介の回答です。</p> <p>調査の結果、各市町村毎に次のとおり空き住戸があり、入居可能となっています。</p> <p>入居に当たっては、右記の者にご連絡ください。</p> <p style="text-align: right;">(社) 全日本不動産協会岩手県本部</p>			
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:
市 町 村 名	入居可能戸数計 (戸)	
	(内訳)	1DK (戸)	連絡先:
		2DK (戸)	TEL:
		3DK (戸) 以上	FAX:

様式3（第5関係）

第 号
年 月 日

岩手県県土整備部長

〇 〇 〇 〇 様

社団法人全日本不動産協会岩手県本部

本 部 長 〇 〇 〇 〇 印

〇〇〇〇〇〇〇災害に伴う災害協定の実施状況について（報告）

平素は、本協会岩手県本部の運営に格別のご尽力を賜り深謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、別記1～3の通りご報告申し上げます。

(平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

※ 更新した数値で記入

1 災害協定の実施状況

(1) 協力業者からの情報提供数 (活用可能物件数)

市町村名	件数	
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸

(2) 媒介を無報酬で行った物件数

市町村名	件数	
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸
市・町・村	1DK	戸
	2DK	戸
	3DK以上	戸
	計	戸

(3) 成約した物件数

市町村名	件 数	
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸
市・町・村	1DK	()戸
	2DK	()戸
	3DK以上	()戸
	計	()戸

注意：()内数値は、成約した物件数のうち、敷金・礼金を減額した物件数である。

2 その他

ご不明な点がございましたら、協会岩手県本部事務局（担当：〇〇、〇〇）まで、ご連絡をお願いいたします。

TEL：019-625-5900

FAX：019-622-4134

□都道府県の事例

◇福島県

- 「福島県借上げ住宅に関する基本協定書(協会用)」
- 「福島県借上げ住宅に関する基本協定書(市町村用)」

福島県借上げ住宅に関する基本協定書(協会用)

(趣旨)

第1条 この基本協定は、市町村の要請に応じ、災害救助法（以下、「法」という。）に基づく、民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する「借上げ住宅」の実施に際し、福島県が行う業務の一部を社団法人福島県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会福島県本部、社団法人全国賃貸住宅経営協会福島県支部（以下「法人等」という。）に委任する場合において、福島県（以下「甲」という。）と法人等（以下「乙」という。）の責務、住宅の基準等に関して必要となる基本的事項を定めるものとする。

(福島県の責務)

第2条 甲は、被災の状況及び乙の要請を踏まえ、民間賃貸住宅を借上げ、「借上げ住宅」として供給するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 候補物件の仕分けに関する事
- 二 貸主との契約に関する事
- 三 賃料等の支払いに関する事
- 四 その他貸主、市町村、法人等、宅建業者等の調整に関する事

(法人等の責務)

第3条 乙は、被災者、避難者等の状況を勘案し、借上げ住宅の供与を甲に要請するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 民間住宅の空き家について、借上げ可能な物件の情報収集に関する事
- 二 借上げ可能な物件について、候補物件のリスト化に関する事
- 三 貸主との契約の取りまとめに関する事
- 四 県への家賃請求の取りまとめに関する事
- 五 その他貸主、市町村、県、宅建業者、入居者等の調整に関する事

(家賃等の負担)

第4条 甲、乙及び貸し主、入居者の家賃等の負担は、下表による。

項目	負担の内容
家賃	甲が負担する。
退去修繕負担金	家賃の2ヶ月分を限度に甲が負担する。
仲介料	家賃の0.5ヶ月分を限度に甲が負担する。
損害賠償保険料	甲が負担する。
共益費	入居者が負担する。
光熱水費	入居者が負担する。
礼金・敷金	負担しない。
修繕費	貸し主または入居者が負担する。

(住宅の要件)

第5条 借上げ住宅は、以下の基準に合致する住宅とする。

- 一 昭和56年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること

二 住戸の床面積は、29.7㎡を標準とし、入居予定者の世帯の状況に適した床面積を有する住宅であること

三 借り上げる賃貸住宅の家賃は、原則6万円以下であるもの

(入居の期間)

第6条 借上げ住宅への入居期間は、原則1年間とする。ただし、入居者の生活再建の状況により、さらに1年間延長することができる。

(入居者の資格)

第7条 入居者は、住宅が全壊し、又は流出し、居住する住宅がないもの、又は原子力事故による避難指示等が出ている地域から避難しているものであって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

(標準的賃貸借契約書)

第8条 借上げ住宅の契約は、別紙「福島県借上げ住宅賃貸借契約書」により締結する。

(事務管理)

第9条 借上げ住宅の事務管理は、乙が行う。

(協定の解除)

第10条 全ての入居者が借上げ住宅から退去したとき、または、甲及び乙の協議が成立したときに、この協定は解除される。

(その他)

第11条 この協定の定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(適用)

第12条 この協定は、平成23年 月 日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 福島市杉妻町2番16号

福島県知事 佐藤 雄平 印

乙 ○○市○○町○番○号

社団法人○○○○
○○ ○○ ○○ 印

福島県借上げ住宅に関する基本協定書(市町村用)

(趣旨)

第1条 この基本協定は、市町村の要請に応じ、災害救助法(以下、「法」という。)に基づき、民間賃貸住宅を借り上げて被災者に提供する「借上げ住宅」の実施に際し、法第30条第1項に基づき、福島県知事の権限を〇〇市(町村)長に委任する場合において、福島県(以下「甲」という。)と〇〇市(以下「乙」という。)の責務、住宅の基準等に関して必要となる基本的事項を定めるものとする。

(福島県の責務)

第2条 甲は、被災の状況及び乙の要請を踏まえ、民間賃貸住宅を借上げ、「借上げ住宅」として供給するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 候補物件の仕分けに関する事
- 二 貸主との契約に関する事
- 三 賃料等の支払いに関する事
- 四 その他貸主、市町村、法人等、宅建業者等の調整に関する事

(〇〇市の責務)

第3条 乙は、被災者、避難者等の状況を勘案し、借上げ住宅の供与を甲に要請するとともに、借上げ住宅に関する以下の事務を行う。

- 一 入居者募集と選定に関する事
- 二 貸主との契約に関する事
- 三 入居者の管理及び入退居に関する事
- 四 入居者支援に関する事
- 五 県の家賃支払いの支援に関する事
- 六 その他貸主、県、法人等、宅建業者、入居者等の調整に関する事

(家賃等の負担)

第4条 甲、乙及び貸し主、入居者の家賃等の負担は、下表による。

項目	負担の内容
家賃	甲が負担する。
退去修繕負担金	家賃の2ヶ月分を限度に甲が負担する。
仲介料	家賃の0.5ヶ月分を限度に甲が負担する。
損害賠償保険料	甲が負担する。
共益費	入居者が負担する。
光熱水費	入居者が負担する。
礼金・敷金	負担しない。
通常の修繕費	貸し主または入居者が負担する。

(住宅の要件)

第5条 借上げ住宅は、以下の基準に合致する住宅とする。

- 一 昭和56年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること
- 二 住戸の床面積は、29.7㎡を標準とし、入居予定者の世帯の状況に適した床面積を有する住宅であること
- 三 借り上げる賃貸住宅の家賃は、原則6万円以下であるもの

(入居の期間)

第6条 借上げ住宅への入居期間は、原則1年間とする。ただし、入居者の生活再建の状況により、さらに1年間延長することができる。

(入居者の資格)

第7条 入居者は、住宅が全壊し、又は流出し、居住する住宅がないもの、又は原子力事故による避難指示等が出ている地域から避難しているものであって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

(入居者の選定)

第8条 入居者の選定は、第7条に定める資格者から、乙が選定基準を設け、公平に行うものとする。

(標準的賃貸借契約書)

第9条 借上げ住宅の契約は、別紙「福島県借上げ住宅賃貸借契約書」により締結する。

(住宅の管理)

第10条 借上げ住宅の管理は乙が行う。

(協定の解除)

第11条 全ての入居者が借上げ住宅から退去したとき、または、甲及び乙の協議が成立したときに、この協定は解除される。

(その他)

第12条 この協定の定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定は甲、乙押印の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 月 日

甲 福島市杉妻町2番16号 福島県知事 佐藤 雄平 印

乙 ○○市 町 ○○市長 ○○ ○○ 印

□都道府県の事例

◇山形県

- 「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画（震災対策編）に基づき、山形県（以下「甲」という。）が、社団法人 山形県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、被災市町村の意向を確認した上で必要があると認められるときは、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力義務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、被災者への民間賃貸住宅の媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介業務が円滑に行われるよう必要な措置を執るものとする。

(対象市町村への通知等)

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するとともに被災者に対して制度の周知を図るものとする。

(乙の責務)

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

(資料の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等
- (3) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する窓口は、甲においては山形県土木部建築住宅課、乙においては社団法人 山形県宅地建物取引業協会本部事務局とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年 8月 1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年 7月27日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市松波一丁目10番1号

社団法人 山形県宅地建物取引業協会
会長 日向孝吉



□都道府県の事例

◇東京都

- 「震災時における民間賃貸住宅の一時提供に関する協定」
- 「震災時における民間賃貸住宅の一時提供に関する実施要領」



震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

東京都住宅局を甲とし、社団法人東京都宅地建物取引業協会を乙とし、甲乙間において、東京都地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙とが相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都において地震等による災害(以下「震災」という。)が発生した場合において、甲が、震災により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、震災が発生し、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施等に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

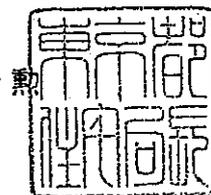
第5条 この協定は、平成14年 9月11日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年 9月10日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都住宅局
局長 橋本



東京都千代田区富士見二丁目2番4号
乙 社団法人東京都宅地建物取引業協会
会 長 藤 田 和 夫

震災時における民間賃貸住宅の一時提供に関する実施要領

総 則

第1 目 的

この要領は、平成14年9月10日付けで締結した「震災時における民間賃貸住宅の一時提供に関する協定」（以下「協定」という。）及び平成15年9月1日付けで締結した「震災時における民間賃貸住宅の一時提供に関する覚書」（以下「覚書」という。）に基づいて、東京都（以下、「都」という。）が社団法人東京都宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会東京都本部及び社団法人東京共同住宅協会（以下「団体」という。）から一時提供住宅の提供を受ける場合の手続きについて必要な事項を定める。

第2 通 則

都が各団体から一時提供住宅の提供を受ける場合は、協定及び覚書で定めるもののほか、この要領による。

第3 定 義

この要領に用いる用語については、この要領に定めるもののほか協定、覚書で定める用語の例による。

事前対応

第4 担当窓口

都及び各団体は、当該一時提供住宅の提供に関する窓口（連絡先、部署、担当者、電話番号、FAX、メールアドレス等）を年1回、相互に確認するものとし、変更があった場合には相互に速やかに連絡する。

第5 協力者登録情報

各団体は、年1回、定期的に協力者の登録情報を都に報告する。また、登録情報に変更が生じたときは、必要に応じて変更情報を提供する。

災害発生時の対応

第6 要 請

都は、震災が発生し、一時提供住宅の必要が生じたときは、地域別に必要とする住宅戸数等を示して各団体の長あて協力要請を行う。

第7 受諾

各団体は、都からの一時提供住宅の提供要請に応えるときは、要請を受諾した旨の回答を行う。

第8 契約書

都と賃貸住宅の所有者（以下「家主」という。）との間で使用する賃貸借契約書（以下「借上げ契約書」という。）の標準となるべき様式は、別紙1のとおりとする。また、都と都が提供する住宅に入居する者（以下「住宅使用者」という。）との間で使用する一時使用賃貸借契約書は、別紙2のとおりとする。

第9 名簿の提出

各団体は、賃貸住宅を一時提供住宅として都へ提供する意思のある所有者（以下「家主」という。）が所有している覚書の別紙で定める賃料の限度額及び住宅の基準に合致する賃貸住宅の情報を都の定める期限までに名簿にして、都に提出する。

第10 契約代行等

都は、第9の名簿の中から借り上げる住宅を選定し、各団体に借上げ契約の代行及び連絡調整を依頼する。

第11 契約代行等の承諾

各団体は、都から借上げ契約の代行及び調整の依頼があったときは、直ちに各団体の協力者に対し、家主と都との借上げ契約の代行及び連絡調整の手続を行うよう手配するとともに、都に対して借上げ契約の代行及び連絡調整を承諾する旨の回答を行う。

第12 契約代行の実施

各団体の協力者のうち、宅地建物取引業を営む者は、各団体から第11による契約代行の依頼があったときは、直ちに第8で定める借上げ契約書により都の代行者として家主との借上げ契約を締結する。

第13 契約代行の完了

借上げ契約の代行を行った団体（以下「契約代行団体」という。）は、借上げ契約の代行手続が完了したときは、直ちにその旨を都に通知するとともに、遅滞なく次項に定める完了に伴う書類を都に提出する。

2 前項により契約代行団体が都に提出する完了に伴う書類は、①契約代行完了届（完了内訳書添付）、②契約書原本等、③請求書（内訳書添付）、④家主、協力者及び

団体の支払金口座振替依頼書（口座情報払用）とする。

第 14 契約代行手数料の支払

都は、契約代行団体から第 13 の完了届が提出されたときは、その内容について点検及び確認を行い、問題がないと認められた場合は、契約代行団体に対し遅滞なく借上げ契約の代行手数料を支払う。

第 15 連絡調整の実施

各団体は、借上げ契約に関し、都及び協力者等との連絡調整を直ちに実施する。

第 16 連絡調整の完了

借上げ契約に係る連絡調整を行った団体（以下「連絡調整団体」という。）は、連絡調整が完了したときは、直ちにその旨を都に通知するとともに、遅滞なく次項に定める完了に伴う書類を都に提出する。

2 前項により連絡調整団体が都に提出する完了に伴う書類は、①連絡調整完了届（完了内訳書添付）、②実費相当額調書、③請求書、④団体の支払金口座振替依頼書（口座情報払用）、⑤契約書等の写しとする。

第 17 連絡調整に係る実費相当額の支払

都は、連絡調整団体から第 16 の完了届が提出されたときは、その内容について点検及び確認を行い、問題がないと認められた場合は、連絡調整団体に対し遅滞なく連絡調整に係る実費相当額（契約に係る月額賃料の 0.1 を限度とする。）を支払う。

募集・選定

第 18 住宅使用者の募集

都は、確保した一時提供住宅を必要とする区市町村に割り当て、通知する。区市町村は、直ちに別紙 3 の募集案内を例として、必要に応じ補正を行った上で、住宅使用者の募集を行う。

入居・退去

第 19 住宅使用者の通知

都は、区市町村が住宅使用者を選定したときは、直ちに住宅使用者を決定し、決定内容を各団体に通知する。各団体は、直ちに協力者に通知する。

第 20 入居時の立会い及び鍵の引渡し

各団体の協力者は、住宅使用者が当該住宅に入居する場合において、都が別に通知す

る区市町村住宅所管部署（以下「関係区市町村」という。）と連携、連絡をとりあい、区市町村担当者の立会いの下、当該住宅について必要な説明を行う。

2 各団体の協力者は、説明後、住宅使用者に説明書及び当該住宅の鍵を交付し、住宅使用者及び区市町村担当者が点検確認した旨、及び住宅使用者に鍵を引き渡したことを証する立会い調書兼鍵の引渡し書を作成する。

第 21 入居者及び住宅の確認

関係区市町村は、各団体の協力者と緊密に連携し、住宅使用者が使用している住宅の状況について月 1 回点検及び確認を行い、都に報告する。都は、各団体に点検・確認情報を通知する。

第 22 入居者管理

関係区市町村は、入居者管理事務及び巡回相談の実施、相談内容等を集計し、都に報告する。

第 23 同居者の取扱

住宅使用者は、入居の当初から同居している者のほか、同居をさせる場合は、関係区市町村の承認を受けなければならない。

2 ただし、出生及び同居者の転出があった場合は、同居者変更届を関係区市町村へ提出する。

3 同居の基準は、応急仮設住宅の同居基準の例による。

第 24 住宅の管理

一時提供住宅の管理は、関係区市町村が各団体と連携、協力して行う。家主が行うべき機器類の修繕、家屋の補修の連絡窓口は、関係区市町村が担当する。連絡を受けた関係区市町村は、各団体の協力者へ連絡する。各団体の協力者は、家主と協議し、遅滞なく住宅使用者の要請に対応する。

第 25 賃料の支払

都は、借り上げた住宅の当該月の賃料を原則として当該月の 5 日までに家主の指定した方法で支払う。

第 26 退去時の通知

区市町村は、住宅使用者から当該住宅を退去する旨の退去届を受理したときは、都に直ちに退去届けの写しを添えて報告する。都は、この報告の提出を受けたときは、直ちに各団体に通知する。各団体は、協力者に通知する。

第 27 退去時の立会い及び鍵の引渡し

各団体の協力者は、住宅使用者が当該住宅に退去する場合において、関係区市町村と連携して連絡をとりあい、関係区市町村住宅所管担当者の立会いの下、当該住宅の原状回復状況調書を作成するとともに当該住宅の鍵の引渡しを受ける。

2 各団体の協力者は、住宅使用者及び区市町村担当者が点検確認した旨、及び鍵を引き渡したことを証する立会い調書兼鍵の引渡し書を作成する。

第 28 損害賠償

各団体の協力者は、住宅使用者の責に帰すべき事由による原状回復に係る費用（以下「損害賠償費用」という。）を家主に代わって住宅使用者に請求する。

2 各団体の協力者が損害賠償費用を請求し、なおかつ催告しても応じなかった場合、若しくは、住宅使用者の居所が不明となった場合は、都は、各団体の協力者と協議の上、損害賠償費用を、協力者を通し家主に支払う。

その他

第 29 区市町村との連携・協力

各団体は、各団体のそれぞれの下部組織体と関係する区市町村の住宅担当部署と当該震災時における住宅提供に関し、普段から密接な連携・協力を努める。

第 30 様式等

本要領で必要となる帳票、様式等は、別紙のとおり定める。

第 31 その他

都と各団体とは、この要領に定めのない事項、又はこの要領の定めにて疑義が生じたときは、誠意を持って協議し、協定の趣旨、目的にそって解決を図っていく。

附則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

別紙

要領第30で定める様式等

「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する要領」第30（様式等）で定める様式等は、次のとおりとする。

1 事前対応

- 1 担当窓口部署一覧は、（1－1）のとおり。
- 2 協力者登録情報一覧の様式は、（1－2）を標準とする。
- 3 一時提供住宅提供手続きの流れ図（フロー図）は、（1－3）のとおり。
- 4 区市町村住宅担当部署一覧は、（1－4）のとおり。

2 震災発生時の対応

- 1 協力要請（都→団体）の案文は、（2－1）のとおりで適宜、手直しして使用するものとする。
- 2 協力受諾（団体→都）の案文は、（2－2）のとおりで適宜、手直しして使用するものとする。
- 3 一時提供住宅情報の提供についての様式（団体→都）は、（2－3）のとおり。
- 4 一時提供住宅名簿の様式は、（2－4）を標準とする。
- 5 契約代行（調整）依頼書（都→団体）の様式は、（2－5）のとおり。
- 6 契約代行完了届（団体→都）の様式は、（2－6）のとおり。
- 7 連絡調整完了届（団体→都）の様式は、（2－7）のとおり。

3 募集・選定

- 1 入居申込書・入居抽選結果通知書（被災者→区市等）の様式は、（3－1）のとおりで、適宜手直しして使用する。
- 2 住宅使用者決定通知書（都→団体）の様式は、（3－2）のとおり。

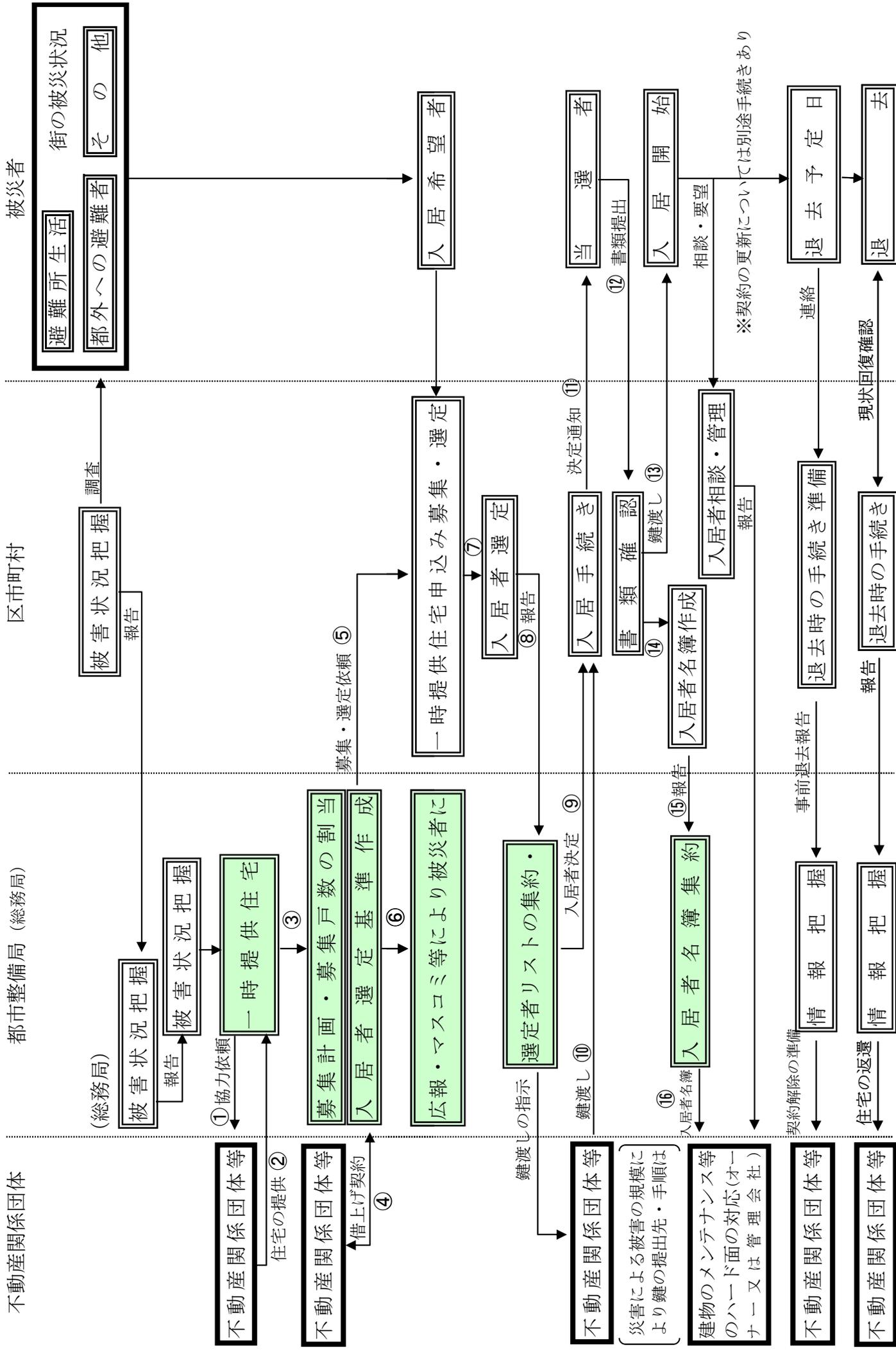
4 入居・退去

- 1 入居立会（鍵の引渡し）報告書（協力者→団体経由→都）の様式は、（4－1）のとおり。
- 2 入居状況確認報告書（区市等→都）の様式は、（4－2）のとおり。
- 3 住宅同居申請書（届）（入居者→区市等経由→都）の様式は、（4－3）のとおり。
- 4 住宅退去届（入居者→区市等経由→都）の様式は、（4－4）のとおり。
- 5 退去立会（鍵の引き取り）報告書（協力者→団体経由→都）の様式は、（4－5）のとおり。

担当窓口部署一覧表

平成19年4月1日現在

組織名称	住所・担当部署	担当者	電話番号	FAX	Eメールアドレス
東京都都市整備局					
社団法人 東京都宅地建物 取引業協会					
社団法人 全日本不動産協会 東京都本部					
社団法人 東京共同住宅協会					



区市町村別震災復興に関する所管部署連絡先一覧

1-4

※被害の規模や状況等により別の組織が担当する場合があります。

平成15年10月1日現在

区市町村名	部署名		電話番号 (防災行政無線)	電話番号 (直通)	FAX番号	メールアドレス
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

区市町村別震災復興に関する所管部署連絡先一覧

1-4

※被害の規模や状況等により別の組織が担当する場合があります。

平成15年10月1日現在

区市町村名	部署名	電話番号 (防災行政無線)	電話番号 (直通)	FAX番号	メールアドレス
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					

(例)

年 月 日

各団体の長あて

東京都都市整備局長

震災時における民間賃貸住宅の一時提供について（協力要請）

年 月 日に発生した〇〇〇により、都下で約〇〇〇〇戸の住宅が被害を受けました。特に、〇〇〇〇においては、被害が甚大であり、約〇〇〇戸の住宅に被害が発生しております。そのうち、〇〇〇戸が全壊という状況であり、現在、災害救助法の適用を検討中であります。

このため、都では、平成14年9月10日付けで締結した「震災時における民宅の一時提供に関する協定」及び平成15年9月1日付け「震災時における民間賃貸住宅の一時提供に関する覚書」に基づき、下記のとおり一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報及び提供の協力を要請します。

記

- | | | | |
|---|----|--------|-----|
| 1 | 場所 | 〇〇〇周辺 | |
| 2 | 戸数 | 〇〇〇戸 | |
| 3 | 内訳 | 19～40㎡ | 〇〇戸 |
| | | 41～60㎡ | 〇〇戸 |
| | | 61～80㎡ | 〇〇戸 |

(例)

年 月 日

東京都都市整備局長 あて

各団体の長

震災時における民間賃貸住宅の一時提供について（協力受諾）

年 月 日付け〇〇〇により協力要請がありました標記の件につきましては、先に貴職と締結した協定に基づき当団体として全面的に協力することとし、全力を挙げて一時提供住宅の提供に努力をいたします。

おって逐次、覚書に従い一時提供住宅の情報を提供するとともに、貴職と家主との借り上げ契約の実現に向け尽力いたします。

年 月 日

東京都都市整備局長 あて

各団体 協力者
住所・氏名 印

一時提供住宅情報の提供について

下記のとおり賃貸住宅を一時提供住宅として都へ提供する意思のある所有者の住宅情報を提供します。

記

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 提供戸数 | 戸 |
| 2 住宅所有者 | 別添「名簿」のとおり |
| 3 住宅の賃料及び基準 | 別添「参考資料」のとおり |
| 4 提供期間 | 契約日の翌日から |

「参考資料」とは、チラシなど賃料及び基準が分かる資料のこと。(決まった書式はない)

(連絡・問合せ先)

各団体
電話番号
F A X
担当者名

リストフォーマットの記入例

住宅番号		所在地	住宅の名称等	区分	全戸数	空き家戸数	間取等	階／階高	EV有無	規模(m ²)・室番号等	その他 一時提供の条件等	管理者・連絡先等	
〇〇 1-2-3 都の方で記入	〇〇区	〇〇〇アパート	<input type="checkbox"/> 都営 <input type="checkbox"/> 区市営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> 公団 <input checked="" type="checkbox"/> 民間	18戸	1戸	1DK	3階	有	1DK (20㎡・101号室) 3DK (35㎡・302号室/36㎡・303号室)	〇〇不動産 担当者：〇〇 〇〇 電話 03-0000-0000 FAX番号 03-0000-0000 メールアドレス 0000@0000ne.jp	ペットの飼育・ピアノの演奏禁止	〇〇不動産 担当者：〇〇 〇〇 電話 042-000-0000 FAX番号 042-000-0000 メールアドレス 0000@0000ne.jp	
						2DK							3DK
△△△ 2001/2/3 都の方で記入	〇〇区	△△△マンション	<input type="checkbox"/> 都営 <input type="checkbox"/> 区市営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> 公団 <input checked="" type="checkbox"/> 民間	30戸	2戸	2戸	1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他	5階	有	2DK (22㎡・202号室・203号室) 3DK (32㎡・301号室/35㎡・305号室)	△△ハウジング(株) 担当者：〇〇 〇〇 電話 042-000-0000 FAX番号 042-000-0000 メールアドレス 0000@0000ne.jp	ペットの飼育禁止	△△ハウジング(株) 担当者：〇〇 〇〇 電話 042-000-0000 FAX番号 042-000-0000 メールアドレス 0000@0000ne.jp
					2戸	4DK	1K						

一時提供住宅（都内）リストフォーマット（発災後調査用）（案）

(区市町村名)											
住宅番号	所在地	住宅の名称等	区分	全戸数	空き家戸数	間取等	階／階高	EV有無	規模(m ²)・室番号等	その他 一時提供の条件等	管理者・連絡先等
			<input type="checkbox"/> 都営 <input type="checkbox"/> 区市営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> 公団 <input type="checkbox"/> 民間	戸	1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他						担当者： 電話 FAX番号 メールアドレス
			<input type="checkbox"/> 都営 <input type="checkbox"/> 区市営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> 公団 <input type="checkbox"/> 民間	戸	1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他						担当者： 電話 FAX番号 メールアドレス
			<input type="checkbox"/> 都営 <input type="checkbox"/> 区市営 <input type="checkbox"/> 特優賃 <input type="checkbox"/> 公社 <input type="checkbox"/> 公団 <input type="checkbox"/> 民間	戸	1DK 2DK 3DK 4DK 1K 2K 他						担当者： 電話 FAX番号 メールアドレス

年 月 日

団体の長 へ

東京都都市整備局長

契約代行（調整）依頼書

都は、貴団体から提出された名簿の中から下記のとおり民間賃貸住宅を災害時における一時提供住宅として借上げることとしたので、直ちに契約代行（調整）手続きをお願いします。

記

- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 依頼する住宅の戸数 | 戸 |
| 2 | 住宅の内訳 | 別添「名簿」のとおり |
| 3 | 住宅の賃料及び基準 | 別添「参考資料」のとおり |
| 4 | 提供期間 | 契約日の翌日から |

「参考資料」とは、チラシなど賃料及び基準が分かる資料のこと。（決まった書式はない）

(連絡・問合せ先)

各団体
電話番号
FAX
担当者名

年 月 日

東京都都市整備局長 あて

各団体 協力者
住所・氏名 印

契約代行完了届

下記のとおり借上契約の代行手続きが下記のとおり完了しましたので、
関係図書を添えて届出ます。

記

1 契約代行戸数 戸

(内訳は、別途内訳書のとおり)
(契約書は、別添のとおり)
(請求書は、別添のとおり)
(協力者の支払金口座振替依頼書)

(連絡・問合せ先)

各団体
電話番号
F A X
担当者名

年 月 日

東京都都市整備局長 あて

各団体 協力者
住所・氏名 印

連絡調整完了届

下記のとおり借上契約に係る連絡調整手続きが下記のとおり完了しましたので、関係図書を添えて届出ます。

記

1 連絡調整戸数 戸

- (内訳は、別途内訳書のとおり)
- (契約書写しは、別添のとおり)
- (実費相当額調書は、別添のとおり)
- (請求書は、別添のとおり)
- (団体の支払金口座振替依頼書)

(連絡・問合せ先)

各団体
電話番号
F A X
担当者名

連絡調整に係る実費相当額調書

費目	細目	金額	同左内訳
		千円	
合計			

民間賃貸住宅入居申込書

NO

○年○月○日

東京都知事あて

 申込者 住所
 氏名 _____ (印)

○○○○○○地震により、居住していた家屋が、全壊、半壊又は焼失し住めなくなったので、民間賃貸住宅に下記のとおり入居することを申し込みます。（上記の該当するものに○印をつけること）

申込住宅	所在地				住所名簿の住宅番号（ ） 物件番号（ ）			
	名称	号棟	号室	現在の避難場所				
入居者氏名	氏名	性別	年齢	続柄	*該当に○印をつけてください。	連絡先・方法	電話	
				本人			高齢者・障害者・病弱者等・付添い同居	()
○入居者全員の氏名を記入してください。					高齢者・障害者・病弱者等・付添い同居	入居希望日	その他	
					高齢者・障害者・病弱者等・付添い同居		()	
					高齢者・障害者・病弱者等・付添い同居	入居希望期間	月 日	
					高齢者・障害者・病弱者等・付添い同居	最長6ヵ月間（更新を除く）	ヵ月	
その他記入事項				*受理日・番号	. . . NO			

*注意 虚偽の申告等、不正に申込みを行ったときは、当選しても無効となります。*申込場所（ ）

民間賃貸住宅入居抽選結果通知書

NO

様

○年○月○日付けで申込のあった民間賃貸住宅入居申込について、厳正な公開抽選を行った結果、下記のとおり当選しましたので通知します。なお、この通知書を提示のうえ、住宅の管理人等から鍵を受けとることになりますので大切に保管してください。

○年○月○日

東京都○○区○○部○○課長 印

記

- 1 抽選結果 当選
- 2 申込住宅 次の不動産仲介業者等に住宅の詳細な内容を直接電話等で聞いてください。
- 3 入居諾否回答期限等 ○年○月○日○時までに申込先である○○区救護対策現地本部の相談コーナーに入居諾否回答書、誓約書及びり災証明の写し（ない場合には住民票）を提出してください。

* ご注意・入居諾否回答期限までに、回答がない場合は、当選は無効となります。

*申込場所（ ）

年 月 日

各団体の長 へ

東京都都市整備局長

住宅使用者決定通知書

別添写しのとおり、住宅使用者が決定したので通知します。

年 月 日

東京都都市整備局長 あて

各団体 協力者
住所・氏名

印

入居立会（鍵の引渡し）報告書

下記のとおり、区市町村住宅所管部署の立会いの下、住宅使用者に対し住宅の説明をし、鍵の引渡しを行いましたので報告します。

記

- | | | | | |
|---|---------|--------|------|-----|
| 1 | 住所 | | | |
| 2 | 住宅使用者氏名 | | | |
| 3 | 区市町村 | 担当部署名 | 担当者名 | 連絡先 |
| 4 | 説明者 | 担当部署名 | 担当者名 | 連絡先 |
| 5 | 説明資料 | 別添のとおり | | |

確認書

- 1 私は、私が入居する予定の住宅について、確かに説明を受けました。
- 2 私は、私が入居する予定の住宅の鍵を 本、確に受領しました。
(鍵番号)
- 3 説明を受けた日時 年 月 日
午前 時から

(住宅使用者)

被災前の住所

氏名 (自署)

連絡先

押印

年 月 日

東京都都市整備局長 あて

関係区市町村
代表者 印

入居状況確認報告書（ 月）

先に、当区市町村で一時提供住宅の割当を受け入居している状況を別紙のとおり報告します。

（問合せ先）
区市町村担当部署
電話番号
F A X
担当者名

年 月 日

東京都都市整備局長 あて
(関係区市町村)

住宅使用者
住所・氏名 印

住宅同居申請書 (届)

私が借りている住宅に下記のとおり同居させたいので申請(届出)します。

- 1 住所
- 2 同居者の氏名、性別、年齢及び従前住所
- 3 使用者と同居者との続柄
- 4 同居の理由 (具体的に記載してください。)

年 月 日

東京都都市整備局長 あて
(関係区市町村)

住宅使用者
住所・氏名 印

住 宅 退 去 届

私は、私が使用していた一時提供住宅を下記により退去しますので、
点検・確認をお願いします。また、同時に鍵を返却します。

記

1 住所

2 電話番号

3 住宅の退去日(予定日) 年 月 日

4 同居者氏名

5 退去事由

6 転居先(予定)

郵便番号

住所(又は連絡先)

電話番号

年 月 日

東京都都市整備局長 あて

各団体 協力者
住所・氏名

印

退去立会（鍵の引き取り）報告書

下記のとおり、区市町村住宅所管部署の立会いの下、住宅使用者からの退去届に基づき、返還住宅の点検・確認を行い、鍵の引渡しを受けましたので報告します。

記

- | | | | | |
|---|---------|--------|------|-----|
| 1 | 住所 | | | |
| 2 | 住宅使用者氏名 | | | |
| 3 | 区市町村 | 担当部署名 | 担当者名 | 連絡先 |
| 4 | 点検・確認者 | 担当部署名 | 担当者名 | 連絡先 |
| 5 | 点検・確認票 | 別添のとおり | | |

確認書

- 1 私は、私が使用していた住宅の点検・確認した状況は、別紙のとおり間違いありません。
- 2 私は、私が使用していた住宅の鍵を 本、返却しました。
(鍵番号)
- 3 点検・確認をした日時 年 月 日
午前 時から

(住宅使用者)

住 所

氏 名 (自署)

連絡先

押印

□都道府県の事例

◇新潟県

➤「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県（以下「甲」という。）が、社団法人新潟県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町村に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部都市局都市政策課、乙においては本部事務局とする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

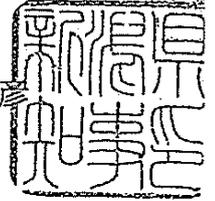
第7条 この協定は、平成19年12月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年12月5日

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕



乙 社団法人新潟県宅地建物取引業協会

会 長 志田 常



災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県（以下「甲」という。）が、社団法人全日本不動産協会新潟県本部（以下「乙」という。）に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）に対し、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町村に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部都市局都市政策課、乙においては新潟県本部事務局とする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成19年8月2日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年8月2日

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦



乙 社団法人全日本不動産協会新潟県本部

本部長 高木 剛俊



□都道府県の事例

◇静岡県

- 「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」
- 「静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱」
- 静岡県における説明会の開催実績
- 静岡県借上げ型応急住宅集計表
- 「不動産 BOX 静岡(社団法人 静岡県宅地建物取引業協会)」

災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づく民間協力の一貫として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条

この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第2条

甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第3条

乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

（乙の責務）

第4条

乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条

甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条

この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり室、乙においては、社団法人静岡県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議事項)

第7条

この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条

この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年3月30日

(甲) 静岡県知事

石川嘉延



(乙) 社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会長

市川宜克



災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会静岡県本部（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づく民間協力の一貫として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条

この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第2条

甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第3条

乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

（乙の責務）

第4条

乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条

甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条

この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり室、乙においては、
社団法人全日本不動産協会静岡県本部事務局とする。

(協議事項)

第7条

この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、
甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条

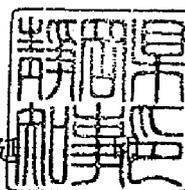
この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各
自その1通を所持する。

平成19年3月30日

(甲) 静岡県知事

石川 嘉 延



(乙) 社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長

坂田 與司郎



静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、県及び市町並びに関係団体等が連携して応急仮設住宅の提供に関する対策をあらかじめ講じることにより、大規模災害が発生したときに、応急仮設住宅の円滑な供給と被災者の早期入居により、居住の安定を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 応急仮設住宅

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条及び第23条第1項第1号の規定に基づき、被災者に提供する住宅をいう。

(2) 建設型応急仮設住宅

応急仮設住宅のうち、県が建設する住宅をいう。

(3) 借上げ型応急住宅

応急仮設住宅のうち、県が借上げる住宅をいう。

(4) 関係団体等

次の者をいう。

- ・社団法人プレハブ建築協会及びその会員
- ・社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）及びその会員
- ・社団法人全日本不動産協会静岡県本部（以下「全日不動産」という。）及びその会員

第3 県及び市町並びに関係団体等の役割

県及び市町並びに関係団体等は、本要綱に基づき応急仮設住宅の円滑な供給及び被災者の早期の入居が行えるよう、対策を講じるものとする。

- 2 県及び市町と関係団体等は相互に情報提供を行うものとする。
- 3 県は必要により市町に技術的支援を行うものとする。

第4 応急仮設住宅整備計画の策定

市町長は、毎年度第5の応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳の建設可能戸数及び第10の応急住宅の登録件数を踏まえ、様式第1号による市町応急仮設住宅整備計画を策定し、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の市町応急仮設住宅整備計画のとりまとめを行うものとする。

第2章 建設型応急仮設住宅

第5 建設予定地個別台帳

市町長は、応急仮設住宅の建設が可能な敷地について、静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領により応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳を計画的に作成し、その写しを知事に提出するものとする。

- 2 市町長は前項の個別台帳を作成した後も、一定期間毎に記載内容を確認し、必要により修正を行うものとする。
- 3 プレハブ建築協会は、第1項の個別台帳の作成及び前項の記載内容の確認に協力するものとする。

第6 管理者の同意

市町長は、あらかじめ第5の応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳を作成した敷地の管理者等に配置計画等を説明し、同意を得られるよう努めるものとする。

第3章 借上げ型応急住宅

第7 市町と支部等の協力協定

第4の市町応急仮設住宅整備計画において借上げ型応急住宅の供給をする市町は、宅建協会及び全日不動産の支部等と応急住宅借上げに関する協定を締結するなどにより連携強化を図るものとする。

第8 宅地建物取引業者の申出

借上げ型応急住宅の取り扱いを希望する宅地建物取引業者は、様式第2号の申出書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申出書を受理したときは、一覧表を作成し宅建協会及び全日不動産並びに市町に送付するものとする。
- 3 第1項の申出書を提出した宅地建物取引業者は、取り扱っている住宅の貸主に、借上げ型応急住宅の制度及び条件を説明し、協力が得られるよう努めるものとする。
- 4 第1項の申出書を提出した宅地建物取引業者は、その事務所にその旨を表示することができる。

第9 貸主の届出

借上げ型応急住宅として住宅の賃貸を希望する貸主は、その住宅を取り扱っている宅地建物取引業者を経由し様式第3号の届出書を知事に提出するものとする。

- 2 前項の届出の変更又は取止めをする場合、貸主は様式第4号の届出書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前2項の届出書を受理したときは、一覧表を作成し宅建協会及び全日不動産

並びに市町に送付するものとする。

- 4 第1項の届出書を提出した貸主は、対象となる住宅に様式第5号の表示をすることができる。
- 5 第1項の届出の対象となる住宅は、別表1の基準に適合するものとする。
- 6 第1項の届出は、重複して提出してはならない。

第10 システムへの登録

第8の申出をした宅地建物取引業者は、第9の届出をした住宅に空き家が出た場合、宅建協会又は社団法人全日不動産協会が管理するインターネット上の賃貸住宅情報システムに登録を行うものとする。

- 2 前項のシステムを管理する者は、災害が発生し県が災害救助法の適用を検討したときは、登録データを一般に非開示にするものとする。
- 3 前項の場合、知事の許可があった場合を除き、貸主及び宅地建物取引業者は、当該賃貸住宅について一般の者に賃貸を目的とした情報の提供及び契約の締結を行ってはならない。

第11 契約条件

知事（市町に委任した場合は市町長）と宅地建物取引業者又は貸主との契約条件は、別表2を基本とし、災害発生時に厚生労働大臣との協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

別表 1

項目	基準
耐震性	昭和 56 年 6 月以降に建築した住宅又は、昭和 56 年 5 月以前に建築した住宅のうち耐震診断（耐震補強後のものを含む。）の結果が 1.0 以上のもの
立地・環境	静岡県内において、通常の生活を営むのに適した場所 原則として日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等が考慮されたもの
建て方	戸建、長屋建て、共同建てを問わない
間取り・面積	1 ルーム～3 LDK 程度 通常の間取りに対応した面積
設備	一般的な住宅としての機能を備えているもの なお、エアコンは任意
家賃	月額 8 万円以内（ただし、3DK 以上の住宅では、10 万円以内。管理費、駐車場代を含み、共益費、自治会費は除く。）

※駐車場については、その有無を問わない。

別表 2

(1) 媒介契約

項目	条件
媒介業者	宅地建物取引業の免許を有し、本要綱第 8 の申出をした者
手数料	借主は、家賃の 0.5 月とする。なお、貸主からは、法律の範囲内で任意。

(2) 賃貸借契約

項目	条件
家賃	第 9 の届出書に記載した額以内
敷金・礼金	なし
修繕相当費	家賃の 2 か月分
支払い時期	家賃は、当月分を当月末までに支払う なお、複数月分をまとめて支払うことも可能とし、この場合は協議を行うこととする 修繕費は契約時に支払う
契約期間	2 年以内

様式第1号（第4関係）

〇〇市・町 応急仮設住宅整備計画

1 潜在的需要戸数（第3次地震被害想定）

	入居上限を考慮しない		入居上限を考慮する	
中破は対象外	表 6.1-23	戸	表 6.1-25	戸
中破でも対象	表 6.1-19	戸	表 6.1-21	戸

2 応急仮設住宅建設予定地

	敷地数	戸数 (75 m ² /戸)	戸数 (100 m ² /戸)
全体	団地	戸	戸
がれき等置き場	団地	戸	戸
がれき等置き場以外	団地	戸	戸
災害時重複あり	団地	戸	戸
災害時重複なし	団地	戸	戸

3 応急仮設住宅の供給計画

建設型応急仮設住宅 <small>(がれき等置き場以外の100 m²/戸の数)</small>	借上げ型応急住宅	その他 [※]	合計
戸	戸	戸	戸

※内容については、別添のとおり。

4 供給計画戸数が潜在的需用戸数を下回る場合の対応方針

5 添付資料

- ・建設予定地の一覧表

様式第2号（第8関係）

借上げ型応急住宅取扱い申出書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

所在地

登録番号 ()

名 称

代表者 氏 名 印

電 話

Eメール

災害時の借上げ型応急住宅の取り扱いをしたいので、静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱第8第1項の規定に基づき申し出ます。

なお、同第3項の規定に基づき、貸主に制度及び条件の説明を行い、協力を得られるよう努めます。

様式第3号（第9関係）

借上げ型応急住宅提供届出書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名 印

下記の住宅について災害時の借上げ型応急住宅の提供をしたいので、静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱第9第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 届出をする住宅の概要
別紙のとおり。
- 2 取扱宅地建物取引業者
所在地
登録番号 ()
名 称
電 話

※添付図書：建築年がわかる書類（検査済証、登記簿謄本、建築確認済証など）

様式第4号（第9関係）

借上げ型応急住宅提供〔変更・取止め〕届出書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

住 所
氏 名 印

下記の住宅における災害時の借上げ型応急住宅の提供について〔変更・取止め〕をしたいので、静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱第9第2項に基づき届け出ます。

記

- 1 〔変更・取止め〕をする住宅の概要
別紙のとおり。

- 2 管理者
所在地
登録番号 ()
名 称
電 話

※ [] 内の変更又取止めのいずれかに、取消し線を引く。



対象となる物件に掲げるパネル（例）



応急借上げ住宅を取扱う宅地建物取引業者が事務所に表示するシール（例）

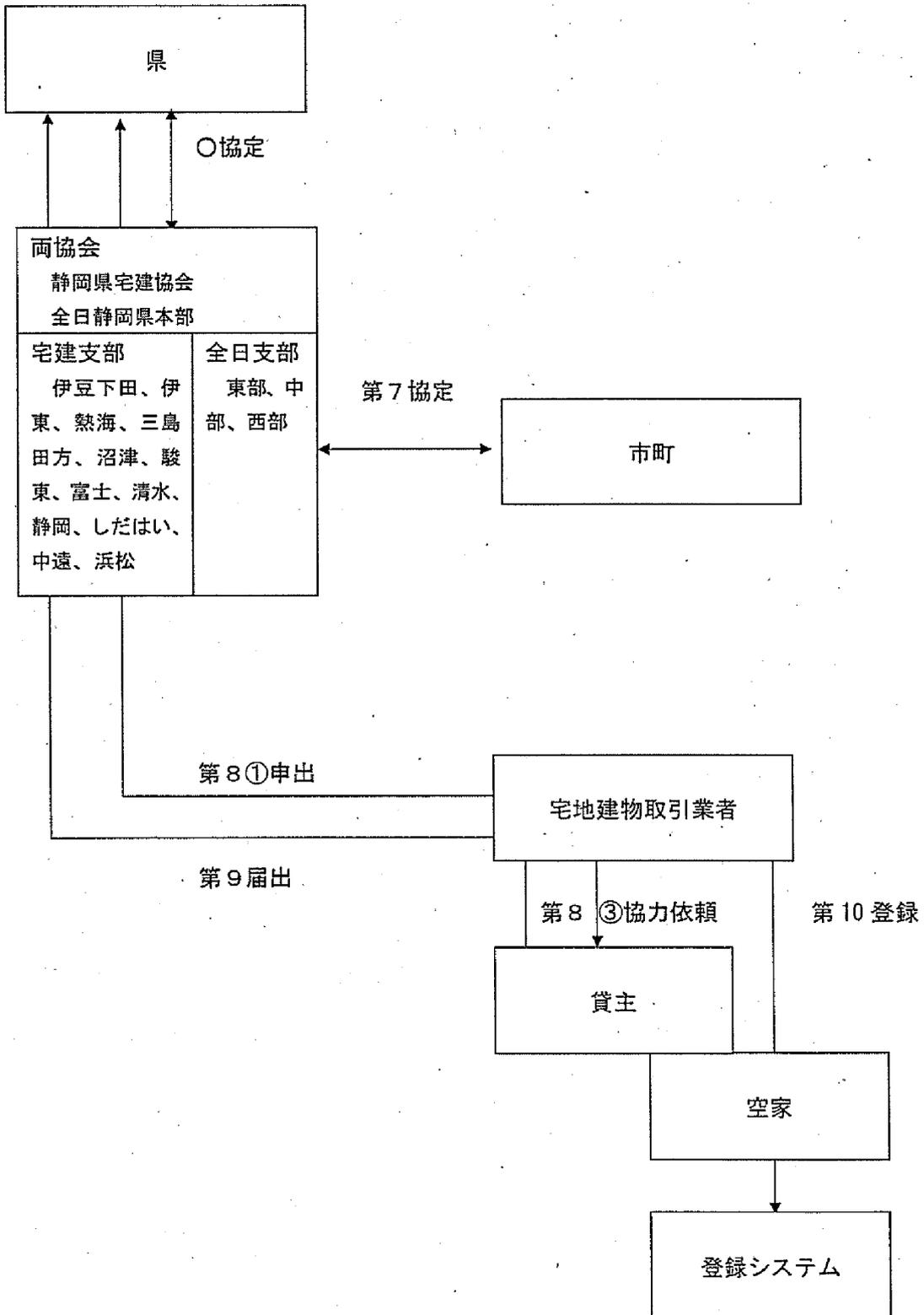
(別紙)

届出・変更・取止めする住宅の概要

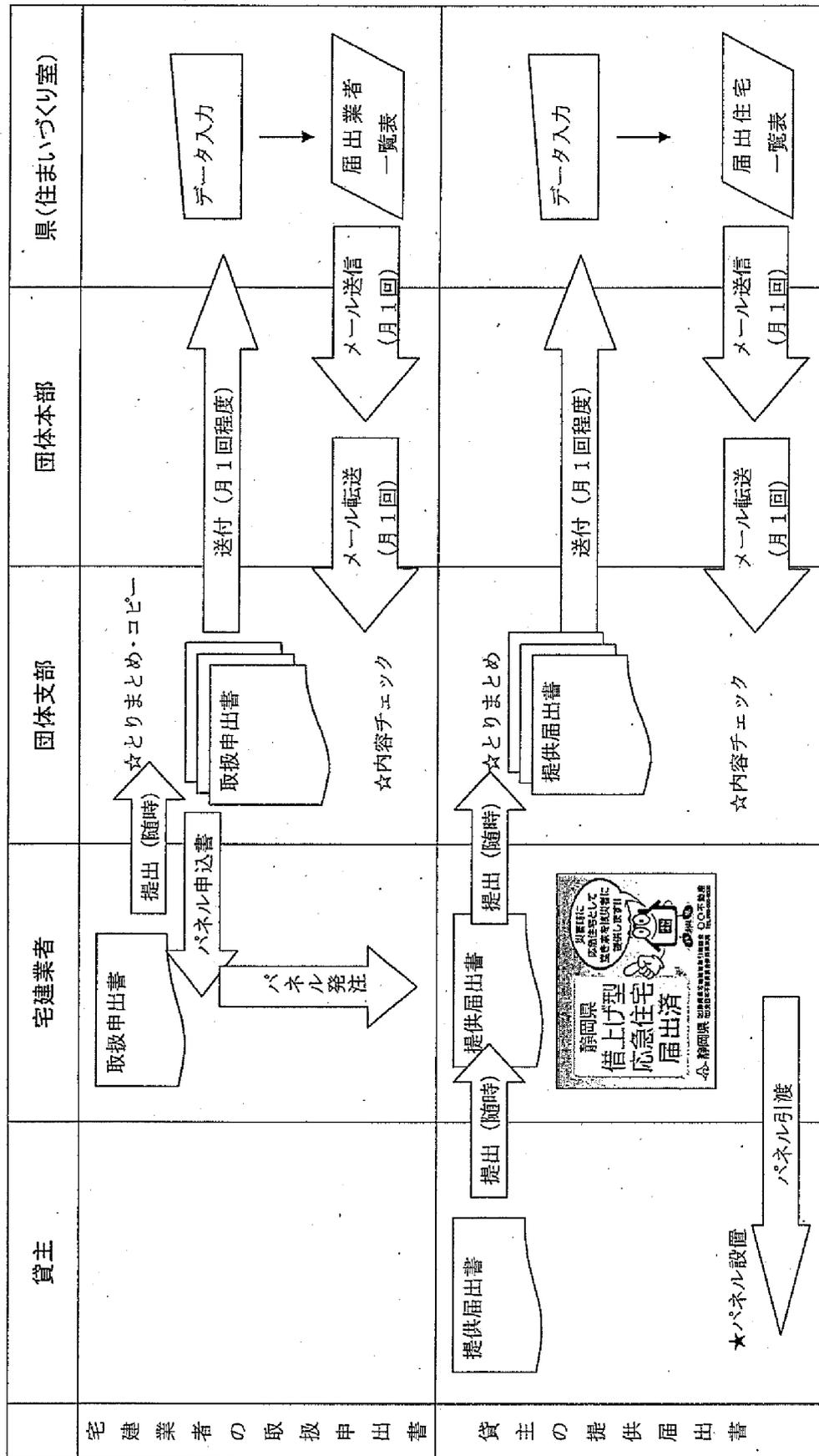
所在地	名称	建築年	構造	階数	間取り	戸数	家賃 (千円/月)	備考
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
							～	
(例) 〇〇市〇〇町 1-12-3	〇〇アパート	S 6 3	S	4	2LDK	1 6	60～65	

(取止める住宅については取消し線を、変更する住宅については変更部分に下線を引く。)

<参考>登録のフロー



応急住宅提供申出の手続きフロー



○静岡県における説明会の開催実績

年度	内 容
平成 21 年度	○借上げ型応急仮設住宅制度の説明会の実施 対象：静岡県宅地建物取引業協会会員、全日本不動産協会静岡県本部会員 概要：13 会場で説明会を実施
平成 22 年度	○借上げ型応急仮設住宅の制度周知と登録の依頼 H22.07.30 静岡県宅地建物取引業協会理事会 H22.09.28 静岡県宅地建物取引業協会沼津支部 H23.01.28 全日本不動産協会静岡県本部研修会(静岡会場) H23.02.10 全日本不動産協会静岡県本部研修会(浜松会場) H23.02.18 全日本不動産協会静岡県本部研修会(沼津会場)

(注意)静岡県提供資料をもとに、(株)価値総合研究所が作成

静岡県借上げ型応急住宅集計表

24年1月

<申出業者数> 様2

協会支部等	前年度まで	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月	23年度計	累計
宅建伊豆下田	0				1									1	1
宅建伊東	0													0	0
宅建熱海	0													0	0
宅建三島田方	5		1				2							3	8
宅建沼津	1													0	1
宅建駿東	2						1				1			2	4
宅建富士	2										1			1	3
宅建清水	1													0	1
宅建静岡	2		1											1	3
宅建じだはい	6													0	6
宅建中遠	1		1								1			2	3
宅建浜松	2	1												1	3
宅建計	22	1	3	0	1	0	3	0	0	0	3	0	0	11	33
全日東部	3													0	3
全日中部	4		1	1	1		1							3	7
全日西部	1	1	1											2	3
全日計	8	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	13
総計	30	2	4	1	2	0	4	0	0	0	3	0	0	16	46

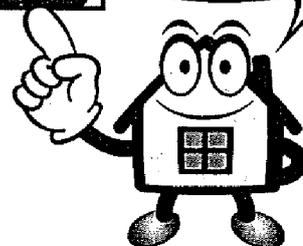
<届出戸数> 様3

届出戸数	前年度まで	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月	23年度計	累計
宅建伊豆下田	0				6									6	6
宅建伊東	0													0	0
宅建熱海	0													0	0
宅建三島田方	90		18				72							90	180
宅建沼津	64										2			0	64
宅建駿東	33						8				12			10	43
宅建富士	23													12	35
宅建清水	17				16									16	33
宅建静岡	236		3											3	239
宅建じだはい	184													13	197
宅建中遠	164		75								12			87	251
宅建浜松	70	91												91	161
宅建計	881	120	96	0	6	0	80	0	0	0	26	0	0	328	1,209
全日東部	177													0	177
全日中部	81			22	22		16							60	141
全日西部	12	56	2				20							78	90
全日計	270	56	2	22	22	0	36	0	0	0	0	0	0	138	408
総計	1,151	176	98	22	28	0	116	0	0	0	26	0	0	466	1,617

災害時の借上げ型応急住宅

登録募集

「借上げ型応急住宅」
の登録を募集して
います!!



大規模災害時に、住宅を失った多くの方が避難所から早期に移転するためには、応急仮設住宅の建設のほかに、既存の民間賃貸住宅を借り上げ転貸する、「借上げ型応急住宅」が必要となります。

静岡県では「借上げ型応急住宅」を円滑に確保するために、新たに登録制度を創設しましたので、賃貸住宅を取り扱う宅地建物取引業者や貸主(大家さん)の登録を募集します。

登録までの流れ

1 宅地建物取引業者の申出



申出書を協会の支部等を経由して知事に提出
(様式はインターネットからダウンロード)

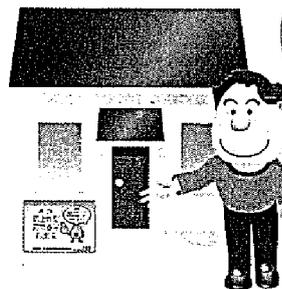


店頭への
表示

2 貸主と対象住宅の届出 ※



届出書を宅地建物取引業者等を経由して知事に提出
(様式はインターネットからダウンロード)

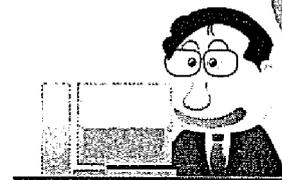


対象住宅
への表示

対象住宅に空家が出たら 3 システムへの登録 ※



不動産BOX静岡
又はZENNETに登録



インター
ネット
で公開

※届出及び登録は、同一物件について重複しないよう御注意下さい。

登録の対象となる住宅の基準及び媒介、賃貸借契約の条件は下記のとおりです。

登録基準

耐震性 昭和56年6月以降に建築した住宅、
又は耐震性がある住宅

立地 静岡県内で、通常の生活に適した
場所

建て方 戸建て、長屋建て、共同建て

間取り 1ルーム～3LDK程度

設備 一般住宅の機能を備えているもの

家賃 月額8万円以内
(3LDK以上は、10万円以内)

契約条件

業者 申出をした宅地建物取引業者

媒介手数料 借主(県)は、0.5月以内。
貸主は、任意。

家賃 登録の額以内

敷金・礼金 なし

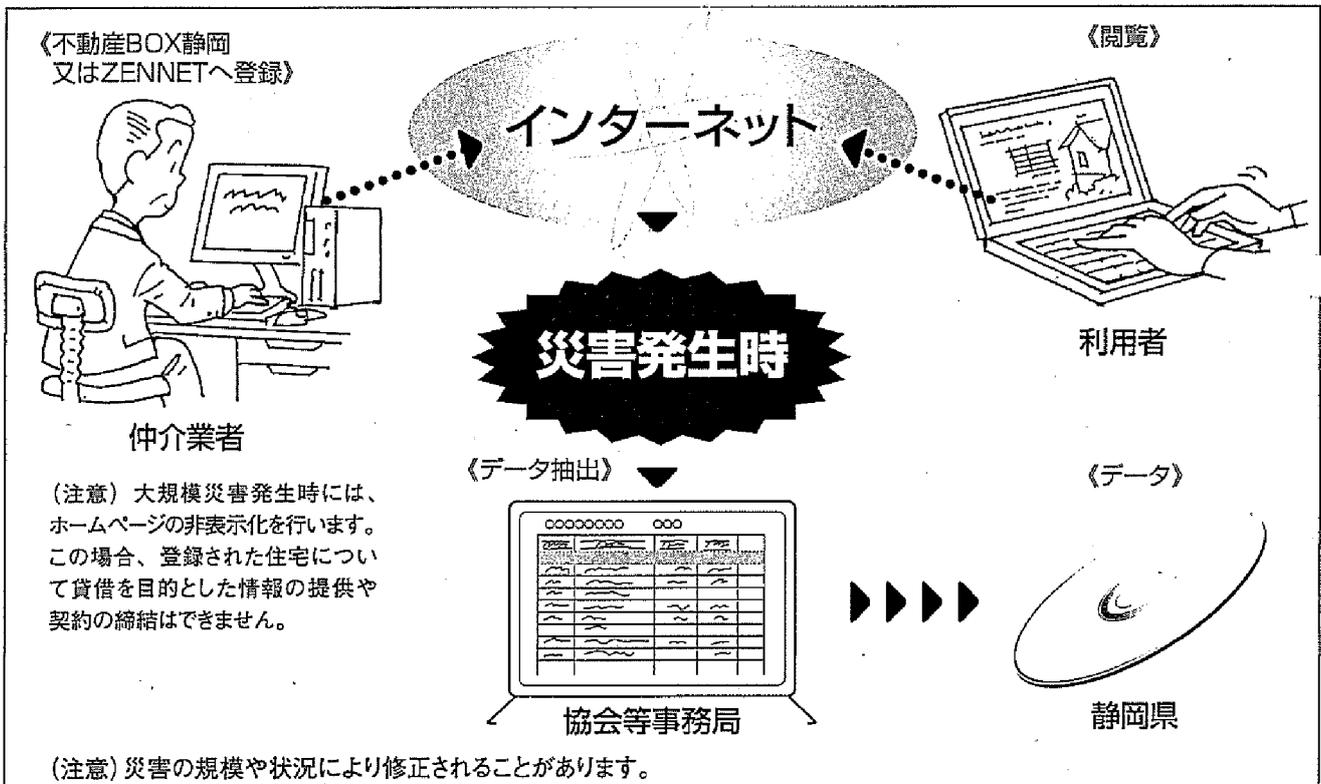
賃借 修繕費 家賃の2ヵ月分(契約時)

支払時期 原則、当月分を当月末まで
に支払う

期間 2年以内

(注意) この基準及び条件は、災害発生時に厚生労働大臣との協議により変更される場合があります。

登録以後の流れは、下図のとおりです。



◎問合せ先◎

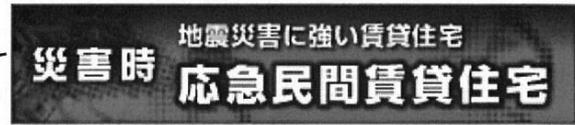
静岡県県民部住まいづくり室
Tel.054-221-3081

(社)静岡県宅地建物取引業協会
Tel.054-246-1511

(社)全日本不動産協会静岡県本部
Tel.054-285-1208

この印刷物は、10,000部作成し、1部当たりの印刷経費は7.20円です。紙ヘリサイクル可

-- 応急民間賃貸住宅検索 --



災害時 地震災害に強い賃貸住宅 応急民間賃貸住宅

応急民間賃貸住宅とは?

静岡県では、「災害により住宅が全壊・全壊又は流失し、専住する住み処がない方で、自らの実力をもっては住宅を確保することができない方に、応急仮設住宅を建設し、提供することになります。しかし、大量の応急仮設住宅の建設には、建設工事が長期にわたり、その間被災者の方々が避難所での生活を余儀なくされるなどの課題があります。

そこで、静岡県では応急仮設住宅の建設のほか、下図の様な仕組みにより民間の賃貸住宅を借り上げ被災者の方々へに入居していただく、「借り上げ型応急住宅」を実施することとしています。

借り上げ型応急住宅の登録にあたっては耐震性などを考慮しております。なお、登録住宅であっても入居が決定すれば、その住宅を借り上げ型応急住宅として借り上げたり、入居者の方に退去を依頼するなどは一切ありません。

応急民間賃貸住宅の仕組み

```

    graph TD
        A[仲介業者] -- "不動産物件登録  
応急民間賃貸住宅  
登録を付記" --> B[不動産BOX静岡  
インターネット]
        C[利用者] -- "閲覧" --> B
        B -- "売出時" --> D[応急民間賃貸住宅  
登録物件のデータ抽出]
        D -- "静岡県  
データをもとに  
早期入居へ" --> E[ ]
    
```

借る > 賃貸を一覧へ

借る > マンション/アパートを一覧へ

応急民間賃貸物件は、超長期住宅と同じく他の物件と区別ができるデザインを採用し、通常の検索方法に加え、トップページのバナーからクイック検索も可能としています。



災害時 地震災害に強い賃貸住宅 応急民間賃貸住宅

検索の結果160件が該当しました。 前へ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 次へ

[並び替え] 新着順 | 所在地:昇順 / 降順 | 賃料:安い順 / 高い順 | 面積・間取り:広い順 / 狭い順 | 築年月:新しい順 / 古い順

詳細	所在地	画像	賃料 (万円)	面積(m ²) 間取り	築年月 駐車場	物件取扱業者
詳細	静岡市駿河区池田 RE 周辺地図		4.6	23.18 1K	H04年03月	駿河不動産(株)
詳細	静岡市駿河区池田2443-1 周辺地図		5.14	19.87 1K	H16年10月 空有	(株)ベルファーストコーポレーション
詳細	静岡市駿河区池田 RE 周辺地図		6.5	39.74 2DK	H08年11月	(株)ITBエンタープライズ 静岡支店
詳細	静岡市駿河区池田577-1 周辺地図		6.5	55.89 3DK	S53年12月 空有	静岡市農業協同組合
詳細	静岡市駿河区池田981 RE 周辺地図		5	25.75 1K	H09年03月 空有	(有)カクタ
詳細	静岡市駿河区池田2443-1 周辺地図		5.34	19.87 1K	H16年10月 空有	(株)ベルファーストコーポレーション
詳細	静岡市駿河区池田 RE		6.2	42.12 2DK	S62年10月 空有	(株)タウンホーム

管理者画面（協会・県共通）

不動産BOX災害時管理システム
応急民間賃貸住宅管理
v1.00

- 応急民間賃貸住宅管理
- 市町村別集計
- 災害発生/解除設定
- ログアウト

不動産BOX災害時管理システムは、静岡県と静岡県宅建取引業協会により提供・運営されます。

不動産BOX静岡は、静岡県宅建取引業協会が提供・運営しています。

不動産BOX静岡に掲載の記事・写真および回線の無断転載を禁じます。

不動産BOX静岡

物件種目 [設定なし] 所在地 [] 選択 状態 [設定なし] 物件番号 []

価格帯 [下限なし] ~ [上限なし] 面積 [下限なし] ~ [上限なし] 間取り [] 設定無し 建物構造 [設定無し]

物件取扱業者 [] CSV [設定なし] [] ~ [] (yyyy/mm/dd)

検索の結果 件が該当しました
1

状態更新
CSVダウンロード
CSV出力日付クリア

<input type="checkbox"/>	詳細	登録No▼	物件番号	物件種目	物件所在地	賃料 (万円)	面積 (㎡) 間取り	物件取扱業者	状態	CSV出力日付
<input type="checkbox"/>	詳細	97	79235564	アパート	浜松市中区曳馬5丁目5-1	7	58.99 2LDK	(有) 葵開発	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	96	79235563	マンション	静岡市葵区鷹匠2丁目21-3	9	89.23 4LDK	豊田宅建	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	95	79235562	アパート	沼津市松長8-5	6	53.02 3DK	(株) 御殿場地所	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	94	79235561	マンション	駿東郡長泉町土狩60-1	7	56.31 3LDK	(株) 御殿場地所	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	93	79235560	マンション	駿東郡長泉町土狩60-1	8.5	62.51 4LDK	(株) 御殿場地所	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	92	79235559	マンション	駿東郡長泉町土狩60-1	9	72.33 5LDK	(株) 御殿場地所	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	91	79235558	アパート	静岡市駿河区池田1-3	7	55.11 2LDK	豊田宅建	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	90	79235557	アパート	静岡市駿河区池田1-3	9	68.63 4LDK	豊田宅建	—	
<input type="checkbox"/>	詳細	89	79235556	アパート	静岡市駿河区池田1-3	9	68.63 4LDK	豊田宅建	—	

状態更新
CSVダウンロード
CSV出力日付クリア

● マークのある物件は「アットホーム」より取り込まれた物件です。

▲ ページトップ▲

{ 空エ
.. とうがい }

災害発生時に操作する画面

不動産BOX災害時管理システム
応急民間賃貸住宅管理
v1.00

- 応急民間賃貸住宅管理
- 市町村別集計
- 災害発生/解除設定
- ログアウト

不動産BOX災害時管理システムは、静岡県と静岡県宅建取引業協会により提供・運営されます。

不動産BOX静岡は、静岡県宅建取引業協会が提供・運営しています。

不動産BOX静岡に掲載の記事・写真および回線の無断転載を禁じます。

不動産BOX静岡

『災害発生状態』への切り替えを行うと、県が応急民間賃貸住宅として登録されている物件を一括で借り上げ、当該物件を不動産BOX静岡およびその他の不動産サイトから公開停止します。

システムの誤動作・トラブルの原因になりますので、実際に災害が発生した場合に限り『災害発生状態』への切り替えを行ってください。

『災害発生状態』に切り替える

協会ホームページでの周知

災害時 地震災害に強い賃貸住宅 応急民間賃貸住宅

(会員の皆様へ) 応急民間賃貸住宅(借上げ型)応急住宅にご協力をお願いします



静岡県では、「災害」により住宅が全壊・全壊又は流失し、居住する住み処がない方で、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方に、応急仮設住宅を建設し、提供することとなります。

しかし、大量の応急仮設住宅の建設には、建設工事が長期にわたり、その間被災者の方々が進所での生活を余儀なくされるなどの課題があります。

そこで、静岡県では応急仮設住宅の建設のほか、下図の様な仕組みにより民間の賃貸住宅を借り上げ被災者の方々に入居していただく、「借り上げ型応急住宅」を実施することとしています。

借り上げ型応急住宅の登録にあたっては耐震性などを考慮しております。なお、登録住宅であっても入居が決定すれば、その住宅を借り上げ型応急住宅として借上げたり、入居者の方に退去を依頼するなどは一切ありません。

項目	登録基準
耐震性	昭和56年6月以降に建築した住宅又は、昭和56年5月以前に建築した住宅のうち耐震診断(耐震補強後のものを含む。)の結果が1.0以上のもの。
立地・環境	静岡県内において、通常の生活を営むのに適した場所。原則として日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等が考慮されたもの。
建て方	戸建、長屋建て、共同建てを問わない。
間取り・面積	1ルーム～3LDK程度。通常の間取りに対応した面積。
設備	一般的な住宅としての機能を備えているもの。なお、エアコンは任意。
駐車場	通常の条件による
家賃	月額8万円以内(ただし、3DK以上の住宅では、10万円以内。管理費、駐車場代を含み、共益費、自治会費は除く。)



項目	条件
宅建業者	宅建業の免許を有し、申出書(※)を協会経由で県に提出した者。 ※様式第2号の申出書
手数料	借主(県)は、家賃の0.5月とする。なお、貸主からは、法律の範囲内で任意。

項目	条件
家賃	申出書において、登録した額以内。
敷金・礼金	いずれも0ヶ月。
修繕費	家賃の2か月分。
支払い時期	家賃は、当月分を当月末までに支払う。なお、複数月分をまとめて支払うことも可能とし、この場合は協議を行うこととする。
契約期間	6ヶ月ごとの更新とし、2年まで延長できる。

- 申出書のダウンロード(Wordデータ)
- ・様式2号(第8関係)「静岡県借上げ型応急住宅取扱い申出書」
 - ・様式3号(第9関係)「静岡県借上げ型応急住宅提供申出書」
 - ・様式4号(第9関係)「静岡県借上げ型応急住宅提供(変更・取り止め)申込書」
 - ・届出・変更・取り止めする住宅の概要(別紙)



提出先: 所属支部へお願いします。

宅地建物取引業者の申出

申出書を協会の支部等を經由して知事に提出

店頭への表示



応急賃貸住宅の証となる物件用看板を、協会に発注できます。
看板発注書は、県知事提出用の申出書を支部にご提出の際に、支部の方からお渡します。
有料になります。10枚単位での注文になります。会社名・電話番号の印刷も含まれています。
10枚 22,000円(送料・代引き手数料込み)
なお、店舗掲示用シールシートは、無料で差し上げます。



不動産BOX静岡では、物件登録の際、「応急民間賃貸住宅物件」として、登録ができます。災害時でない時は、通常の賃貸物件としてお取引できます。
重複登録には、注意して下さい。

■ 応急民間賃貸住宅

応急民間賃貸住宅 応急民間賃貸住宅



不動産BOX静岡 インターネット



災害発生時には、不動産BOX静岡の登録物件を元に、借上げ交渉が行われます。災害被害が及んだ登録物件の調査も含め、物件取扱業者宛に連絡が入ります。その際には、当該物件の状況を正確に説明下さい。

□事前リストアップの書式に関して

東北地方太平洋沖地震 支援向け賃貸住宅 昭和三十六年六月（以前・以降）に、着工された物件。

物件所在地	物件種別	間取タイプ	賃料	保証金	礼金	敷金	権利金	交通	構造	規模	面積	築年月	駐車場	管理費等	設備	備考
	東北地方太平洋沖地震 支援向け賃貸住宅		万円					線 駅（徒歩 分）	造	階建 階（所在階）	m ²	棟総戸数	戸	入居時期		

商号	お問合せ方法	取引態様
免許番号： 県知事・大臣（ ）第 号 所屬団体名：（社）静岡県宅地建物取引業協会		報酬形態：報酬はいりません。

○候補物件の事前リストアップシート(事務局案)

所在地情報			
市町村			
所在地			
交通の利便			
学区	小学校	徒歩	分
	中学校	徒歩	分
建物情報			
物件名称			
構造	ALC造	RC	SRC
	軽量鉄骨	重量鉄骨	鉄骨
	鉄骨造	ALC鉄骨	木造
建築年	昭和・平成	年	
総階数	階		
エレベーターの有無	有・無		
物件情報			
部屋番号	号室		
所在階	階		
間取り	1DK・1LDK	2DK・2LDK	3DK・3LDK
	4DK・4LDK	その他()	
専有面積(m ²)	m ²		
賃料(円)	円		
共益費(円)	円		
附属設備	エアコン	ガスコンロ(都市ガス・プロパンガス)	
	給湯器	照明器具	カーテン
使用注意	ペット禁止	喫煙禁止	女性専用
	その他()		
駐車場	有・無	円	
入居状況	空き室	入居中	
媒介を行う宅建業者の情報			
商号			
住所			
電話番号			
主な担当地域			
住宅所有者情報(個人情報のため、取り扱いには注意してください)			
氏名			
住所			
電話番号			
管理業者に委託している場合			
商号			
住所			
登録業者番号			
電話番号			

該当するものに○印を付ける